令和７年第４回

定 例 会 会 議 録

会　　期

令和７年12月　５日（金）から
令和７年12月15日（月）まで

会 議 日

令和７年12月　５日（金）
令和７年12月15日（月）

東 串 良 町 議 会

会　議　の　経　過

開　　会　　午前９時３０分

議　長（田之畑）

ただいまから、令和７年第４回東串良町議会定例会を開会します。

本日の会議に前田隆議員から、欠席の申出がありましたので報告いたします。

本日の会議を開きます。

〜〜

◆　日程第１　会議録署名議員の指名

議　長（田之畑）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、５番　牧原完治議員及び６番　西園貞美議員を指名いたします。

〜〜

◆　日程第２　会期決定の件

議　長（田之畑）

日程第２　会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１５日までの１１日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２月１５日までの１１日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

〜〜

◆　日程第３　諸般の報告

議　長（田之畑）

日程第３　諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情２件は、お配りしました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので報告します。

また、議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和６年度事業分）については、配付してありますので報告を省略します。
これで、諸般の報告を終わります。

〜〜〜

◆　日程第４　同意第４号　教育委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
日程第４　同意第４号　教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町　長（宮　原）
おはようございます。
同意第４号　教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。
東串良町岩弘２２８６番地２の中園朱美さんを教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
提案理由は、教育委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから、同意第４号　教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件は同意することに決定しました。

〜〜〜

◆　日程第５　同意第５号　教育委員会委員の任命について

議　長（田之畑）
日程第５　同意第５号　教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町　長（宮　原）
同意第５号　教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。
東串良町川東１５９４番地の末村玲子さんを教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
提案理由は、教育委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第５号教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

～～～

◆　日程第６　同意第６号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議　長（田之畑）

日程第６　同意第６号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

同意第６号　固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

東串良町川東３９１２番地の吉永広史さんを固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから、同意第６号　固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。
　お諮りします。
　本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本件は同意することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◆　日程第７　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度東串良町一般会計補正予算（第５号））

議　長（田之畑）
　日程第７　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度東串良町一般会計補正予算（第５号））を議題とします。
　本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
　町長。

町　長（宮　原）
　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。
　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第５号）につきましては、災害復旧の執行経費として補正の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　それでは、これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度東串良町一般会計補正予算（第５号））を採決します。

　お諮りします。

　本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本件は承認することに決定されました。

〜〜〜

◆　日程第８　議案第３８号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約について

議　長（田之畑）

　日程第８　議案第３８号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約についてを議題とします。

　本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

　町長。

町　長（宮　原）

　議案第３８号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約について、御説明申し上げます。

　東串良町契約規則に基づき、随意契約に付した公立学校情報機器購入事業について物品売買契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

　提案理由につきましては、契約金額は７００万円を超えるためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

本件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

〜〜〜

◆　日程第９　議案第３９号　損害賠償の額を定めることについて

議　長（田之畑）

日程第９　承認第３９号　損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

議案第３９号　損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

国家賠償法第１条に該当する損害を賠償することについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

本件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

〜〜〜

◆　日程第１０　議案第４０号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◆　日程第１１　議案第４１号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）

日程第１０　議案第４０号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第１１　議案第４１号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでの２件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

それでは、ただいま議題となりました議案第４０号及び議案第４１号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第４０号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

次に、議案第４１号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

老人福祉法の改正等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

〜〜〜

◆　日程第１２　議案第４２号　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第６号）

◆　日程第１３　議案第４３号　令和７年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

◆　日程第１４　議案第４４号　令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第４号）

◆　日程第１５　議案第４５号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議　長（田之畑）

日程第１２　議案第４２号　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第６号）から日程第１５　議案第４５号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）までの４件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町　長（宮　原）

ただいま議題となりました議案第４２号から議案第４５号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第４２号　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第６号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億４，４５０万９，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ７９億６，２００万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるところでございます。次に、地方債の変更は、第２表地方債補正によるところでございます。

次に、議案第４３号　令和７年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１２８万３，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１１億９，５７６万９，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳

入歳出予算補正によるところでございます。

次に、議案第４４号　令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第４号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，５７３万５，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１０億３，２０４万９，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるところでございます。

最後に、議案第４５号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４１４万９，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１億３，２１３万４，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるところでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

〜〜

◆　日程第１６　一般質問

議　長（田之畑）

日程第１６　一般質問を行います。

順番に発言を許します。

８番　上園ミキ議員。

８番　上園議員。

８　番（上　園）

ありがとうございます。

それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。１点のみですので、明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

公共施設の整備について。

柏原小学校のトイレ整備について、町の対応といいますか、教育委員会の対応をお伺いいたします。

議　長（田之畑）

教育長。

教育長（金　久）

お答えいたします。

柏原小学校の児童用トイレは、昭和５４年２月に建築されてから本年で４６年が経過しております。その構造は、鉄筋コンクリート造りの２階建てで、総面積は５２．４６平方メートルでございます。１階と２階にトイレが１室ずつあり、それぞれに男子用大便器が２個、男子用小便器が７個、女子用便器が４個あります。また、和洋式便器の数につきましては、１階と２階それぞれに、男子用和便器１個、洋便器１個、女子用和便器３個、洋便器１個があります。

トイレは、校舎裏側の限られた敷地に建築されており、男子用と女子用トイレが同一空間にあり、それらが間仕切り壁で区分けされています。そのため、女子用トイレのドアを開閉する際、ドアが間仕切り壁と近接し、通行に不便を来すなど使用しにくいという問題があるということは承知しております。

教育委員会としましては、学校からの要望を踏まえつつ、トイレ改修に係る事案について、学校と共有しているところでございます。

これらのことを踏まえ、１２月補正に設計業務委託料を計上しており、議会で議決を得られましたら、設計業務を開始してまいりたいと考えているところです。

なお、教育委員会としましては、今後とも財政当局と協議を重ねながら、優先順位を考慮しつつ、学校施設の環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

８番　上園議員。

８　番（上　園）

ただいま、教育長より答弁いただきました。

大変失礼ではございますが、私もその前に、課長のところと柏原小学校の校長の話を聞いて、現地も調査して、トイレの狭い部分とか、そういうところを見てまいりました。確かに、これはもうプライバシーの問題とかいろいろな問題が生じているなというようなことも感じてまいりました。

課長からも伺って、私自身は理解しておりましたけれども、じゃあなぜ質問をするのかと思われるでしょうが、先に複合施設に関するワークショップがありました。私も参加しました。その中で、どんな施設にしてほしいのかとかいう問いかけに、それぞれの参加者が、付箋といいますかね、こういう貼り付ける付箋に書いて、それぞれの思いを書いて貼り付ける作業が準備されておりました。

その中に、１枚だったか２枚だったかしれませんけど、柏原小学校のトイレのことが書かれた付箋を、私は見つけました。なんで、複合施設に関するワークショップなのに、こういう柏原小学校のトイレのことが書かれないといけないのかなという、私は違和感を感じましたけれども、やっぱし困っていらっしゃる、改善してほしいと願っていらっしゃる父兄の方もいらっしゃるのじゃないかなというふうに感じましたの

で、今回質問させていただくことにいたしました。

課長から聞いたことは、直接、氏名が分かれば、書いた人の名前が分かれば、直接その人に、課長から聞いたことを伝えられたんでしょうけれども、名前も分からない。そういう人に伝えるためには、どういう手段があるだろうかと考えたときに、私なんかが伝える方法として、一番手っ取り早いのが一般質問であろう。一般質問であれば、公の紙面に掲載できると。それを多くの方が見てくださるのじゃないかなというふうに私は思ったわけでありますが、中には、議会だよりを見ている人はあまりいないよっていう人もいますけれども、だけど、誰かが目にしてくれたら、それが広がっていくんじゃないかな、広まっていくんじゃないかなというふうにも考えました。

そういうことを期待しながら、私は、今ここに立っているんですけれども、中には、議員の方で、電話もいただきましたという方もいらっしゃいましたので、その方からも正しい、私情が入らない伝え方がされるんじゃないかなと、私は信じております。

なぜ、これを言うかというのは、現在、体育館の横のほうにトイレが出来上がる寸前ですよね。そのトイレのことは、議会で語る会をしたときに、私に相談をされた町民の方がいらっしゃったんですよね、あそこにトイレがどうしても必要だが、いろんなイベントとか、いろんな大会とかすごくあるって。人がよく集まる場所であるって。東串良町の体育館、運動公園、多目的広場という、皆さん方が利用されて、いつも車がたくさん止まっております。その方の中の１人が相談をしてくださったわけですよね。

幸いにして、それを私が必要性を訴えて、議員の皆さん方にも理解してもらって議決に至ったわけですが、それに執行部として、現在、執行されて、それが完成間近である。大変いろいろ言われる方もいらっしゃいますけれども、大変喜んでいらっしゃる方もいらっしゃるわけですよね。

だから、そういうことを理解してもらいたい。みんなが期待して待っていますよ。出来上がるのを待っていますよという人もいるんだよということを理解してもらいたいいうふうに、私は思っております。

必要性を感じるものは、ちゅうちょなく執行部のほうに訴えていくというのが私の信条でありますので、そういうふうに御理解していただきまして、今、教育長から前向きな答弁をいただきました。これから柏原の小学校の子供たちが、今、もう生まれたときから洋式トイレに慣れていますよね、子供たちは。

ですので、時間はたっぷりありますけれども、私は、最後に確認をしておきたいと思いますが、全て洋式になるんですかね、それとも和式を残されますか、どうでしょうか、そこら辺を伺いたいと思います。

議　長（田之畑）

管理課長。

管理課長（中小野田）

お答えいたします。

学校側と共有をしておりまして、全て洋式となるように、今、計画をしているところでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

８番　上園議員。

ちょっと膨らませ過ぎたからね。

８　番（上　園）

はい、分かりました。

洋式であるという答弁をいただけました。もう私は洋式で全部改修されるということは、私自身もそのように思っておりました。今から先の子供たちは、やっぱし洋式が大事だろうなって思っております。

教育長からも前向きな答弁をいただきましたので、時間はたっぷりありますけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。

議　長（田之畑）

それでは、次に、３番　児玉勇治議員の発言を許します。

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

おはようございます。通告に従いまして、２点質問をさせていただきます。

まず１点目は、複合施設の設置についてであります。

以前、私が一般質問で、町長から町民に対して複合施設の設置について、賛否のアンケートを実施する考えはないかとの質問に対して、町長は実施しないと回答されました。あれから、執行部が中心となり、複合施設の実施に向け、努力がなされてきました。町の総合センターには、複合施設の模型が展示され、多くの町民が施設の規模や、それに関わる金額等を把握できたと思います。

そこで、町民の考え方も変化していると思うのですが、再度、町長への賛否のアンケートを実施する考えはないかを伺います。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

今現在、複合施設の設置に対する賛否を問うアンケートについては、実施する考えはございません。

理由については、次のとおり述べさせていただきます。

まずは、２年前にも同じ内容の質問にお答えさせていただきましたが、複合化の対象としている高齢者福祉センターにおいて、昭和５０年に建設され、約築５０年が経過しております。総合センターにおいては、昭和５７年に建設され、築４３年が経過し、また国家石油備蓄基地記念館においては、昭和６０年に建設され、築４０年が経過しております。

これらの施設は老朽化が進み、建物の機能性にも問題が生じております。現状維持にも、あらゆる箇所で修繕が必要となっているとともに、令和５年１２月から令和６年の１月にかけて実施いたしました世帯アンケート調査では、施設に対し不便さを感じていることを尋ねたところ、施設が古い、狭い、汚い、駐車場・駐輪場が少ないという意見、そして、くつろぐための場所がない、使いにくい、バリアフリー化が不十分といった回答が上位を占めておりました。

施設ごとの個別対応では、維持管理費や更新費用もかさばることから、町民にとって利便性が高く、安全で効率的、効果的な複合施設の建設が必要であると考えております。

また、令和６年２月に執行された東串良町町長選挙では、私は３期目を目指し、町長に立候補いたしました。その際、選挙公約には、複合施設建設を掲げ、町民の投票により町長に当選させていただきました。このことから、公約実現のためにも、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、令和５年８月に設置いたしました東串良町複合施設建設検討委員会へ複数の公共施設の機能を備えた施設建設に必要な基本構想・基本計画等について諮問し、当該委員会で協議、検討を行い、世帯アンケートと職員アンケート、そしてワークショップ、住民説明会、パブリックコメントの実施を重ねて、経て、東串良町複合施設建設基本構想・基本計画は、令和７年３月に当該委員会の提言といたしまして、委員長に答申され、提言のとおり基本構想・基本計画を策定いたしましたので、事業の推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

ただいま町長の意見を伺いました。町長の意思が、アンケートをしないということで、強いようですので、次の質問に移ります。

議会は、複合施設の話が出たときに、いち早く特別委員会を設置して、数か所の複合施設の現地視察を行い、提言書を作成して執行部へ提出しました。その中の一つに、コンパクトな施設をと要望を述べました。総合センターに提示された複合施設の模型を見ると、近隣の市町にないドーム型の大型施設だと感じています。

ちょっとここで、私ごとなんですがちょっとお話をさせてもらっていいですかね。私が自分の家を建てたとき、まだ若くて、これから給料も上がっていくだろうし、母

もいて、子供のことを考えて大きな家を建てたんです。その後、母も他界し、子供も出ていって、妻との２人暮らしになりました。今どうしてこんなに大きな家を建てたんだろうと後悔しかありません。この複合施設と私の家のことが重なって見える部分がたくさんあるんです。

今は、本町の財政に余力があるかもしれませんが、人口は必ず減ってくると思います。メンテナンスに係る費用も莫大になるかもしれません。電気代、冷暖房費もすごいと思います。こんなとき、私が家を建てたと同じような後悔が来るかもしれません。

そこで、なぜこのような大きな施設にしないといけないのか、その意図を尋ねます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

本町の複合施設については、まず、町民の利便性が高く、安全で、効率的、効果的な複合施設の在り方を示すものとして、基本構想・基本計画を策定しております。

この中で、新たな複合施設は、集う、活動する、そして、守る、使い続ける、みんなの拠点施設として、日常のにぎわいや学び、子育て支援に加え、災害時の拠点、避難所としての役割を併せ持つことを目指しております。

ちょうど、大分県の佐賀関で火災がありましたけれども、ああいう火災で避難された方々とか、災害というのはただ地震、津波だけではなく、こういう火災の災害もあるんだなというのを痛感しております。今言う、北海道で火災もありました。ああいう方々が避難ということも考えなくてはならないなというのを併せ持っております。

住民アンケートでは、災害時の拠点、避難所となる場所が５８．８％で最も多く、次いで、多くの人が集まりにぎわいが生まれる場所、暮らしを便利にし豊かにする場所などの要望が寄せられました。これらの声を踏まえ、図書、カフェや子育て支援、コワーキング、そして、ホール、屋外広場など多様な機能を持つ一つの複合施設として集約することで、日常から災害時まで、町民の暮らしを幅広く支える計画としております。

その結果として、一つの建物としては一定の規模が必要になりますが、これは老朽化した複数の公共施設の機能を個別に整備するのではなく、１か所にまとめることで、町全体として整備コスト、維持管理コストの抑制を図る、言わば、全体としてコンパクトで、効率的な施設配置を目指したものでございます。

また、部屋ごとの用途を固定せず、会議、練習、イベントなど多目的に利用できるようにすることで、面積効率化と利用率の向上を図る計画としております。

このように、本複合施設は、町民の皆様からいただいた災害時の安心、日常のにぎわい、暮らしの便利さといった意向を反映しつつ、将来の人口減少や財政状況も見据え、機能の集約と多目的利用によるコンパクトな運営を両立させることを意図したものでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）
　３番　児玉議員。

３　番（児　玉）
　ただいま議長から意見を聞きましたが、５０億円の複合施設、私はまだ後戻りが十分可能ではないかと、自分は思います。基本設計料、地質調査等の金額は、これから建設が予定されている複合施設の金額に比べれば必要な諸経費だったんだと、町民の方々の理解は得られると思うんですよ。
　同僚議員の前回の一般質問で、複合施設に対する実質的な負担割合が質問され、総事業費が５０億円に対し、約１０億５，０００万円を町費として見込んでいると回答されています。同等補助金３割程度の１５億円、地方債が約３５億円、その内訳の中心に、過疎対策事業債等を利用しての約１０億５，０００万円が試算として計上されたと思うのですが、町長は、補助事業の選択見通しや過疎債の活用、所管省庁、県と連携し、町の実質負担を最小限にする方針と言われてますが、日本の内閣も石破内閣から高市内閣へと変更があったわけですが、財源の内訳に変化はないかを伺います。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　国の補助事業では、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第２世代交付金を複合施設建設事業に活用できるかを、内閣地方創生推進事務局から対応している個別相談会に、令和７年１１月に担当職員が参加いたしまして、現段階での計画案を示しながらアドバイスを受けております。
　本交付金事業の交付上限額は、１事業当たり国費１０億円となっております。また過疎対策事業債の公共施設マネジメント特別分の活用を検討していることから、県へも相談等を適時行っております。
　国などの補助金と地方債のうち、交付税措置分、過疎債の元利償還金の７割相当を最大限活用することで、町の実質負担を抑制していきたいと考えております。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　３番　児玉議員。

３　番（児　玉）
　今、町長が述べられたとおりの財源確保ならいいのですが、もし確保が困難になり、自主財源の出費が増えた場合、本町が計画している他の事業への影響はありませんで

すかね。例えば、池之原の大隅線、雪山から溜水の町道が遅れたり、各課が計画している事業等への影響はないかを伺います。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　令和６年９月議会及び１２月議会の一般質問におきましても、同類の質問を他議員よりいただいておりましたので、重複回答となる部分が多いことを御了承ください。
　複合施設は大きな事業となりますので、ほかの事業費が削減することもあり得ます。
　また、財源には限りがあると考えておりますので、事業の種類や大小にかかわらず、一つの事業を行うために、何かの事業費の削減や、いずれかの事業を取捨選択することは当然であると考えておりますし、今後も必要な調整を行ってまいります。
　以上です。

議　長（田之畑）
　３番　児玉議員。

３　番（児　玉）
　ただいまの意見を聞き、安心したところですが、最後になりますけども、ランニングコスト等の対策として、どのような低減策を考慮されているかについてですが、私のこれもまた一つの意見なんですが、聞いていただければありがたいです。
　今の給食センターの建設にかかった費用が総額大体１５億５，０００万円だったと思います。だから、建物だけの建築費は、これからすれば安いと思います。
　この前、本町で石見神楽がありました。また、文化祭もあったわけですが、これらの入場数を見た場合、総合センターぐらいの建物であれば、ホールとして十分機能すると思います。もう１棟はこれより小さいですけど、図書館、ふれあいの場、パソコン、子供用遊具等の建物にします。大きな建物を分散することで、さっき町長も言われたとおり、避難所においては、分散することもまた貴重なことじゃないかと、私は思っております。
　場所については、総合センター辺と、地質調査が今行われてるパチンコ屋のちょっとこっち側のほうでいいと思うんです。どちらをどちらにするというのは、これからの課題だとは思うんですけど、これからいろいろなランニングコストに向けて、太陽光、いろんな議論がなされていると思いますが、このように、１０億円程度の建物２棟ということは考えられないかを伺います。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

まず、本町の複合施設の整備に当たりましては、人口減少や少子高齢化により、今後、行財政が一層厳しくなることを見据えて、建設にかかる整備費だけではなく、供用後に毎年かかってまいりますランニングコストの低減を重要なテーマとして位置づけております。経過の中でも、汎用性の高いスペースを多用途使いこなす工夫や、コンパクトな規模の施設を目指してまいります。

新たな複合施設の維持管理、運営に当たっては、光熱水費をはじめとするランニングコストが発生するため、これらの低減を見据えた施設を目指しますと示しており、経済的な効率性に配慮した拠点づくりを基本方針といたしまして、あわせて、行財政の効率化やｺｳｹﾂの低コスト化の必要性に対応するため、老朽化した施設をばらばらに持ち続けるのではなく、複合化、集約化による効率的な管理運営を目指すことも示しております。

このことから、御提案の２棟の建物での考えはございません。

次に、ランニングコストの内訳と時期の考え方について申し上げます。

新築の複合施設ということもありまして、当面の間は、外壁や屋根の大規模な補修、空調機の全面更新といった、いわゆる大規模修繕は生じにくいと見込んでおります。建物や設備の耐久性を踏まえますと、本格的な更新や大きな修繕が必要なのは、一般的には十数年先の段階から考えております。

それまでの期間は、いわゆる予防保全型の維持管理を基本といたしまして、定期的な点検や小さな不具合の早期補修によって、機器の延命と故障リスクの低減を図ってまいります。その後、必要な時期が来た段階で、計画的に大きな修繕、更新を行う、言わば、自己保全型の対応に移行していく形となります。

こうした状況を踏まえますと、供用開始から当面ランニングコストとして主に発生すると見込んでおりますのは、次のような項目でございます。

一つ目は光熱水費でございます。二つ目は浄化槽の点検やその委託料、三つ目は消防設備の保守点検に係る費用、そして、四つ目として、人件費でございます。これらは当面のランニングコストの中心になると想定しております。それぞれの費用について、どのように低減を図っていくか、御説明いたします。

光熱水費につきましては、計画の中で、省エネ性の高い設備計画を位置づけております。設備計画では、機能ごと、ゾーンごとに適した居住域空間、材質差数による換気量抑制・制御、中間季の外気冷房等無駄なく効率的に運用できる空調方式を検討してまいります。

昼光センサーや初期照度補正等による制御、トイレや階段等への人感センサーを行うなど合理的な照明計画といたします。自然採光、自然換気、地中熱利用、雨水利用、太陽光利用など自然エネルギーの活用を行います。

こうした設計・設備面での工夫により、空調や照明などのエネルギー使用量を抑え、光熱水費の低減を図ってまいりたいと考えております。

浄化槽につきましては、適正な規模の浄化槽を設置した上で、法令に基づく定期点検や清掃を計画的に実施することで、故障や異常を早期に把握し、大きなトラブルによる突発的な費用増を防いでまいります。また、利用状況や運転時間帯の管理を工夫することで、過度な負担がかからないようにし、結果として、点検、清掃頻度や修繕費用の抑制につなげていきたいと考えております。

消防設備につきましては、法令に基づき、年次点検などの保守点検を行う必要がございますので、複合施設という一つの建物として一体的に整備・管理することで、点検業務や保守契約もできる限りのことで、部品交換や修理の際の負担軽減にもつなげてまいります。

人件費につきましても、複合化のメリットを生かしてまいります。受付や案内、警備、清掃など、これまで個別の施設ごとに必要であった業務を複合施設として一体的に行うことで、効率的な人事、配置が図れるものと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

ただいま町長から丁寧な説明を受けたんですが、町長が言われるとおり、豊栄の総合センターは老朽化が進んでいます。議員も複合施設の建設に対しては、多分反対者はいないと自分は思っております。ただ、大きさやそれに係る費用に対する考え方が、議員一人一人が違うので、議論が生じるんだと思います。

でも、議会も執行部も、考えは町民の幸せで一緒だと私は思っております。だから、これからも、よりよい複合施設の建設のために議論ができればと願いまして、次の２点目の質問に移らせていただきます。

２点目は、商工会が設置している街灯についてであります。

私は、以前にも商工会が設置している街灯について、一般質問をしたことがあります。なぜ、今回この問題を取り上げたかといいますと、１０月に議会のほうでみんなと語ろ会の席で、商工会長が、現在設置されている商工会の街灯を防犯に役立てることはできないかの意見があったからです。

私は、先日、柏原の下通りから、国道４４８号線を大崎町に向かい安留まで、安留から溜水、そして新川西、唐仁、俣瀬、川西、別府原、豊栄、そして、岩弘上、岩弘下へ回ったんです。そしたら、やっぱり電球切れですね、古い施設がそのまま活用されていない街灯が多々ありました。今、立っている商工会の街灯がなるくなると困るなと思う部分も数か所ありました。最高１５０基あった街灯が、以前私が調査したときは８０基だったのですが、現在は７７基に減っていました。

このように、年々減ってきている街灯を、町と商工会の話で何か有効な活用はできないものかを伺います。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　御指摘の商工会が設置されております街灯の有効活用については、過去の議会でも申し上げましたとおり、当該街灯は商工会の所有物であり、維持管理は設置者の責任において行っていただくことが基本であると、本町の考えに変更はございません。
　本町では、集落と集落を結ぶ道路や学校周辺などの公共性、安全性の高い箇所について、防犯灯の設置更新を町の責任で実施しております。集落内の街灯における照度確保につきましては、地域の振興会等により設置、管理していただこうという役割分担をお願いしているところでございます。
　商工会が設置した街灯に関わる保険料や電気料金等の維持費を公費で恒常的に補填することは、所有・管理責任の明確性や他の地域団体との公共性、さらには、財政運営の観点から困難であり、現時点での方針を改めることは考えておりません。
　一方で、地域の安全確保は重要な課題でありますことから、町の設置対象範囲における防犯灯の必要箇所の有無については、引き続き点検に努めるとともに、危険箇所等の情報提供あれば、現地確認の上、所掌の範囲で適切に対応してまいります。
　以上のとおり、商工会設置の街灯の有効活用につきましては、期待に沿えない部分もあることを御理解賜りますようお願い申し上げます。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　３番　児玉議員。

３　番（児　玉）
　ただいま町長の話を聞いて前回同様だったんですけれども、ちょっと経費についてですが、私が前回聞いたときの保険料が４，０００円から６，０００円へ、管理費は３，０００円で変わらないのですが、電気代が月１，０００円が１，５００円に値上がりしてました。これも物価高騰のあおりかなとは思うのですが、当初、商工会が街灯を設置したときは、商工会も多くて、町中明るかったんじゃないかと思います。
　現在、商工会も少なくなり、維持も大変な今、撤去したいなという人も多々いるようです。もう１回、町長、この撤去なんかについて助成金はできないか、再度お願いします。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）

商工会が設定されました街灯の撤去費用に対する町の補助制度の創設についての御提案でございますが、当該街灯は商工会の所有物であり、撤去を含む維持管理は、設置者の責任において行っていたことが基本であると、本町の方針に変更はございません。

公平性や所有、管理責任の明確化、制度運用及び財政の観点から、現時点で撤去費用に関わる個別補助の実施、新設は困難であり、見送らせていただいております。

一方で、安全確保は重要でありますことから、危険性が懸念される事案につきましては、通報、相談に応じて現地確認を行い、撤去手続に関する助言や、町設置対象範囲における照度確保の必要性の有無の確認など、所掌の範囲で可能な支援に努めてまいります。

以上、補助制度については御期待に沿えない部分もございますが、安全・安心の確保に向けた連携には引き続き取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議　長（田之畑）

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

最後になりますが、ちょっとしつこいようですが、今回は電気料金についてであります。

前回、町長は商工会に対して、商工会が設置した街灯を振興会が引き継いで使用した場合でも補助金は出せないと言われました。振興会では、商工会の街灯を利用して、電気代を振興会で払っているところもあるようです。

この振興会は、街灯がなくなると困るからだと思います。夜道を女性が１人で歩くのは怖いですし、老人が歩くのも危ないです。

そこで、防犯にも役に立ってる商工会の街灯で、電気代を払っている振興会だけでも電気代の補助はできないかを伺います。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

商工会が設置されてます街灯の電気料金に対する補助につきましては、当該街灯が商工会の所有物であり、維持管理は設置者の責任において行っていただくという本町の基本方針に変更はございません。

公費による恒常的な電気料金の補填は、所有、管理責任の明確性や他団体との公平性、財政運営の観点から、現時点では実施いたしかねます。

振興会内に属する街灯の維持、継続の可否については、まず商工会と振興会の間で

協議を行っていただき、その上で、継続的な活用が必要と判断される場合は、振興会にお渡ししている毎年度の振興会交付金等を活用し、地域の合意の下、費用負担の在り方を御検討いただきますようお願いいたします。

今現在、町内に２か所ほど振興会で管理しているとお聞きしております。ですから、振興会には交付金がございますので、交付金を利用して、この街灯には毎月の電気代が発生しますので、そういうことを振興会のほうで一応管理していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

３番　児玉議員。

３　番（児　玉）

町長の回答次第では、電気代に補助があるのなら、振興会で、商工会の街灯を使用してみようかと思うところも出てきたかもしれませんが、残念ですけど、これはしないということなので。

今ある商工会の街灯がなくなり、町中が暗くなるより、振興会が街灯を使用して明るさを保てるなら、振興会への助成金は町民の理解が得られると思います。

今ある明るさを消さないためにも、何かの対策を願いまして、私の一般質問を終わります。

議　長（田之畑）

それでは、ここでしばらく休憩したいと思います。よろしいですね。

１０分程度休憩いたします。

休　　憩　午前１０時３０分

再　　開　午前１０時４０分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、９番　宮地利雄議員の発言を許します。

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

それでは、通告に基づいて、３点について質問をいたしますが、まずこの複合施設の規模について。

私は、前回も本町の人口規模や予算、それから、鹿屋の研修もいたしましたが、こ

のいろいろな社会教育の組織がたくさん入ってるわけですけど、それにしても人口などと比べたら、本町の施設はもっと大幅な規模の縮小ができるんじゃないかと思ったわけです。ですから、利用者の状況、予算、人口規模を加味した、身の丈に合ったものとするという方向を、前回も、取るべきではないかということについて質問をしたわけです。

そして、これまでも既に同僚議員１人の方がこの複合施設について質問されました。さらに、本日はあと３名の議員が、この問題について通告をいたしております。その通告内容を見ますと、私がいろいろとこの主張したい内容も既に入っておりますので、通告では申し上げましたが、この複合施設の今後の取組などについての私の質問については割愛したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続いて、軽油免税制度の普及について、質問をいたします。

御承知のように、物価が非常に上がりまして、取りわけこの農業の資材も高騰して、経営が大変になってるという状況があります。

そんな中で、農業用の機械も大型化していくばかりで、軽油が大変消費量が増えてると思いますが、この農業用の軽油は鹿児島県が税金を取っております。そして、それは、１リッター当たり３２．１円、鹿児島県が税金を取って、その分を県道などの整備に使用するということになっております。これを県に申請すれば、この３２．１円のリッター当たりの県税が安くなるわけです、なくなるわけです。

これを取るには、多分、町長も以前牛を飼っておられましたね。ですから、この軽油免税の制度についてはよく御承知のはずだと思いますが、本町の農業委員会にも聞いてみたいと思いますが、耕作証明を添付しないといけないので、農業委員会の耕作証明の申請も必要です。

そこでお聞きしますが、一体この免税軽油をどれだけの農家が申請をしているのか、戸数などが分かればぜひお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

まず私のほうから、議員おっしゃるとおり、私も農業している間、これを使わせていただいて本当に助かっておりました。

農業の機械等に使用する軽油は、免税証の交付を受けると軽油取り切りで１リットル当たり３２．１円が免除となります。

手続におきましては、大隅振興局県税課で行うこととなります。

議員お尋ねの利用状況ですが、本町では交付申請に必要な耕作証明書の発行を行っておりまして、発行件数につきましては、令和４年度で６１件、令和５年度で２９件、令和６年度で６３件の実績となっております。

なお、制度の普及につきましては、県はホームページでお知らせしており、本町では広報誌や窓口でのお知らせで周知しております。

以上でございます。

議　長（田之畑）
９番　宮地議員。

９　番（宮　地）
県のほうが広報で県民に知らせておるということですので、この制度の普及についても、大いに町としても取り組んでもらいたいと。６１件の発行だと、耕作証明は。軽油免税に関わる耕作証明の発行だと思うんですが。ぜひこれを引き続き、大いに普及していただきたいと。リッター３２円１銭ということは、１万リットルで３２万円安くなるわけですね。
ですから、ぜひそれを県の広報もありますが、これは県の事業ですから、町が責任を持ってやるというわけではないわけですけども、ぜひ町の広報誌あたりでも、制度を知らせるということで取り組んでもらいたいと思います。
続いて、郷土史の編さんについて、見解を求めたいと思います。
私も、郷土史は、もう議員になってしばらくしてから購入しましたが、あれは分厚いやつで、４２０ページぐらい全部であるんじゃないかと思うんですけれども、これは、最終が昭和５４年から昭和５５年ですから、１９７９年あるいは８０年から以降は、本町のこの町政の歴史が欠落してるわけですね。
私は、ぜひそれ以降の、４５、６年前から本町の郷土史が欠落してるという状況を考えたときに、その後、石油備蓄基地の問題もありますし、また、最近はこの備蓄基地の地震による油漏れや、タンクの地下の水が地震で吹き出すという事故もありましたけれども、南海トラフ対策も、本町の大きな課題に、現在なっておるわけですし、さらに、私がぜひ取り上げてもらいたいのは、本町が合併しないで、自立の、小さくても輝くまちにしたいという、これは町長自身の希望でもあったように、以前聞きましたが、ぜひ、小さくとも輝くまちを我が本町は採用したんだと。
そして、現在、こういう到達地点に来ておるということも、ぜひ大きくこの郷土史の新たな歴史の分野の問題として取り上げてもらいたいと思いますし、それから、志布志湾岸を取り巻く湾岸道路の考えがありますし、それから志布志港自体が、ごく最近、近いうちに大きく変遷していく状況もあるようです。
私は、この４５、６年間の何らかの検討委員会などを計画して、この空白を埋めるような取組、郷土史の続編をするべきではないのかと、考えるべきじゃないのかということを、最後に質問して終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議　長（田之畑）
教育長。

教育長（金　久）
お答えいたします。

令和４年１２月議会におきまして、議員から、町制９０周年を迎えたが、町の郷土史は昭和５４年までの記述であり、以降現在までの４３年間は編さんされてない。あと１０年で１００周年を迎えることとなるが、さきの郷土史編さんには６年近い年月を要したことを考えると、この時期から編さんの準備を考える必要があるのではないかと質問があり、新たな郷土史の編さんを１０年後の町制施行１００周年をめどに発行できるよう準備してまいりたいと考えていると答弁いたしました。

この地に、悠久の昔から人々が暮らしを営み、貴重な文化や風習を育んできており、串良という表記が平安中期から末期には既に使われ、当時の荘園の呼び名として串良院という記録が残されています。

今の私たちがあるのは、先人が自然災害などの苦しい時代にあっても、決して諦めることなく生き抜き、次の世代へ命をつないできた証しであると考えております。この先人の功績に思いをはせ、その知恵に学び、後世に受け継いでいくのは私たちの努めでもあると認識しております。

我が町は、昭和の大合併でも、平成の大合併でも、近隣市町と合併することなく、町制施行以来、単独の道を歩んでこられました。７年後の令和１４年には、町制施行１００周年を迎えることとなります。教育委員会としましては、本年度から文化財保護審議会等で改訂版の検討を行っており、昭和５５年からの追加分を作成するのか、あるいは追加分を加えた全編改修版とするのかなど検討しているところでございます。

いずれにしましても、町制施行１００周年を記念して発行できるよう準備してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

９番　宮地議員。

９　番（宮　地）

以上で私の質問を終わります。

議　長（田之畑）

それでは、次に、５番　牧原完治議員の発言を許します。

５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

私も通告に従いまして、２点ほど質問を申し上げたいと思いますが、まずこの前、１０月９日、各種団体と議会等の語ろ会がございました。そこで、園芸振興会長の要望があり、また、今回、今日の議会でも出されましたが、園芸振興会の陳情書が出ております。

その件について質問申し上げたいと思いますが、その前に、若干園芸状況の情報をお伝えしたいと思いますが、昨年度の農協のピーマン、キュウリの実績なんです。昨

年度といたしましても、野菜年度は９月１日から翌年の８月３１日、年をまたぐ年度なんです。それで、町内の園芸振興会が１９１名、内訳が、町内の町園芸振興会全体で１９１名、うち我が町が１３１名、町外が６０名いらっしゃいます。

ピーマンが３０．７ヘクタール、キュウリが１１．７ヘクタール、売上高が、昨年度が３５億１，０００万円ということで、１農家あたりにしますと１，８４０万円なんですよね。野菜は、所得率は高いということで、非常にお金の取れた年じゃなかったかと、私は思っております。

しかしながら、今、会員数の減少、栽培面積の減少、若干ずつですが、減少しているのが現状でございます、うちの場合はですね。

そこで、後継者とか新規農家がハウスの新規取得をされる場合、申請もあるんですが、桜島降灰対策事業を活用されるわけなんです。この事業が６５％という効率な補助事業なんですが、何しろ本体価格は非常に上がってきているわけです。本体価格だけでも１，０００万円以上になってるようでございます。

そうしますと、暖房機とか間接灯、いろんな施設をばいたしますと、１０アール当たり、自己資金が６００万円ほど、これは県内の昨年度の実績なんですが、６００万円の自己資金が発生しているようでございます。この自己資金が大きいために、何とか町、県で対応されないか、お尋ね申し上げます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

ハウス新設費用の高騰に係る桜島降灰事業の補助率上乗せについては、令和６年度中に、町園芸振興会から要望をいただいておりましたが、さらには、防災営農推進協議会の中央要望に合わせ、令和６年６月１８日付で、町から具申させていただきました。

その際、当該協議会からの本町への回答といたしましては、当該事業の補助率については、一般的な補助事業の補助率は５０％以内である中、激甚地域が７５％以内、対象自治体は、鹿児島市が旧鹿児島市、旧桜島町、旧吉田町、霧島市が旧福山町、鹿屋市が旧輝北町、それと垂水市でございまして、そのほか県本土地域については、一般地域として６５％以内と、既に高い水準になっていることを加え、他県と比べても高い補助率となっております。

厳しい財政状況の中、仮に、補助率を引き上げた場合、採択できる地区数の減少を招くおそれがあることから、引上げについては慎重に検討すべきとのことでした。

中央要望活動の要望書については、会長である鹿児島市長から承認を得た項目ということで、必要な予算の確保、それと、火山活動で地域農業に深刻な影響が発生した場合、営農継続に対する緊急支援措置を講ずることの２項目について、要望させていただく旨の回答をいただいております。

なお、議員お尋ねの自己資金に対する援助等の対策は考えられないかという質問につきましては、現在、本町の単独支援メニューであります農業生産支援事業におきまして、降灰事業または、農農事業限定でございますが、自己負担分に対し５％以内、ただし、補助限度額を５０万円とし、上乗せ支援をさせていただいております。

これまでの実績といたしましては、令和３年度、令和４年度の降灰事業におきましては、畜産関係、露地野菜関係の農家５戸に支援をさせていただいております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

確かに、町の補助金等については、私も把握しているわけなんですが、一番は物価高騰対策なんですよね。ハウス本体工事の、昨年の入札前の価格が１，３３０万円です、入札前で、標準価格が。そして、３年前は１，１８０万円、５年前は、令和２年度なんですが８４０万円でした。５年前からすると５００万円近くも本体価格が上がってるんですよね、これが最大の原因、要因なんですが。

今、物価高騰対策で、各県いろんな対策事業をしております。静岡県をはじめ、何県か農業対策にも物価高騰対策をしようというような機運が高まっております。

そこで、町長は県とのパイプもあるわけなんですが、県で、今物価高騰対策として、今、県が１５％補助しているのは、もうちょっと引き上げられないか、その辺はどうでしょうかね。県に要望ということなんですが、町長も答えにくいかと思いますが、どうでしょうかね。

議　長（田之畑）

農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

補助率の引上げにつきましては、ただいま町長からあったとおりでございますが、意見交換ということで、大隅地域振興局でありますとか、農政局鹿屋出張所の方とは、そんな引上げについてや、意見交換をさせていただいておりますが、現状決まった要綱、要領に基づいてということで、なかなか厳しいのが現状でございます。

入札につきましては、やはり鹿児島経済連等が入っておりますが、今の宮崎県等につきましては入札で、その新設のハウスなんかについても、まだ本県よりは安いような金額で入札になされてるような状況もお伺いいたしますんで、その辺について、経済連につきましても、入札段階でもうちょっと頑張っていただいて、農家さんが１円でも安くできるような形でできないかという、そのような意見交換をさせていただいておりますが、そこの点につきましては、また今後も関係機関と連携を図ることが必

要かなと考えているところでございます。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　５番　牧原議員。

５　番（牧　原）
　今、担当課長から説明がありましたが、志布志の入札率が７０数％ということなんですが、去年は本町はなかったんですが、以前は本町はどうでしたかね。

議　長（田之畑）
　農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）
　具体的な数字につきまして、今、押さえてないんですが、直近でありましたのが令和３年ぐらいに施設園芸農家さんが生産組合を発足して、その交配事業を活用されておりますんで、そこの数字につきましてはまたちょっと調べまして、分かりましたらまた御報告させていただきたいと思います。

議　長（田之畑）
　５番　牧原議員。

５　番（牧　原）
　この件については、県、またいろんな関係機関との連携もございますので、ぜひ町長に努力してもらいたいと思うわけなんですが。
　今回の質問に当たり、私、志布志の公社等の調査をいたしました。志布志は、今、ピーマンで右肩上がりなんですよね。生産量はもう県内トップ、一昨年前はうちのピーマンの１．３倍の出荷量です。ほんでもう、多分今１．５倍ぐらいの出荷量じゃないかと予想されるわけなんですが、志布志の場合は、新規農家が地区以外から、移住者がピーマン作りをしたいということで、農業公社に入ってくるわけなんですよ。
　それで、移住事業と併せてやっているのかなと思うわけなんですが、交配事業の活用が、５年間で志布志の場合は５町９反、約６町分も増反になっております。ほいで、毎年度１町ぐらいずつ増えているわけなんですよね。
　なぜ、今、交配事業が自己負担が高いのに定着しているかと聞いたところ、農業公社での研修制度があるわけなんですよね。１年間はフリーランスという給料制度で研修されます。そして、２年目から自立ということで、１年目は１人分が１５万円、夫婦２人だったら２５万円という給料を出しているようなんですが。
　それと、うちも新規農家周辺対策育成事業とか、いろんな事業を行っております。新規農家、後継者にはですね。その事業と合わせて、交配事業をセットでやるような

形なんですよね。

ですから、うちの場合は、もう交配事業が高いから中古ハウスを見つけようということで、それは安くして、また補助事業は補助事業で後継者ら等の事業がありますが、それはもらおうというような考え方なんですが、志布志市の場合は、そのセットで、総体的にやってるもんですから、自己負担率が１年間で自己資金を取り戻そうと、１年目はもう自己負担分だというような考え方でやっているようでございます。

うちも、このピーマンというのは看板でございます。物産館ができたときは、大きな看板がピーマン、キュウリの看板ができました。うちの場合は、農業機関の作物でございます。これは看板なんです。この看板が、今なくなっているような気がするわけなんですが、もう一度、今、移住事業もやっておりますので、これと併せて本町の園芸については高い技術力がございます。そして、また辞められた先輩方がいろんなノウハウを持っております、技術のですね。

そのようなことを活用して、ふるさと納税、ふるさと応援基金もございます。こういうのを使って、もう一度営農センターのようなものをつくって改革したらどうでしょうかね。

１点目の質問についてはこれで終わりたいと思いますが。

２番目の高齢者福祉センターの浴場なんですが、高齢者福祉センターに配置されている浴場については、施設の老朽化もあり、非常にコストは高くつくんですよね。今年も、１０月でしたか、ボイラーの修理に多額の出費をしております。

このような状況を踏まえて、施設の維持費に係る費用や職員の配置の状況、他の福祉サービスのバランスを総合的に勘案した上で、浴場の在り方について見直しをする必要があるのではないかと思うわけです。

そこで伺いますが、高齢者福祉センターの浴場について、維持費や利用実態をどのように把握、理解されているのか。また、今後の運営方針について、廃止に、または改築というのか、新設というか、そういうのを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

本町高齢者福祉センター浴場の利用状況ですが、令和５年度が延べ９，５５９名、令和６年度が延べ８，９９７名でございます。また、令和７年度につきましては令和７年１１月末現在で延べ３，９１５名の方々が利用されております。

利用者の多くは、東串良町老人クラブ加入者等の減免対象の高齢者でございまして、高齢者福祉センター浴場は、高齢者のひきこもり防止や健康保持のための身近な福祉サービスの一つとして、一定の役割を果たしているものと認識しております。

次に、維持費につきましては、浴場を含めた高齢者福祉センター全体で見ますと、

令和５年度が１，４７４万９，０００円でございまして、令和６年度が２，２０７万２，０１１円となっております。光熱水費の高騰や施設設備の老朽化に伴う修繕費の増加等によりまして、年々コストが増加している状況でございます。

令和７年度は、東串良町社会福祉協議会への管理業務委託料といたしまして、２，１５１万３，０００円を支払っております。これに加えて、浴場、給湯ボイラーが故障したため、取替補修を行うなど町負担の分の修繕費等含めますと、一定程度の財政負担となっているものと認識しております。

さて、議員お尋ねの廃止を含めた運営の見直しについてですが、高齢者福祉センターは１９７５年に建設され、供用開始以後４０年以上が経過しております。老朽化が進んでおりまして、老朽化が進むと同時に、維持費も多くかかっておりますが、利用者の増は見込み難い状況にございます。

また、財政的な側面から見ますと、廃止を含めた検討も選択肢の一つでありますが、完全に排除すべきではなく、今後十分に協議を重ねていく必要があると思っております。

一方で、この浴場は、石油貯蔵立地対策等交付金を活用して整備している関係上、仮に、浴場を廃止する場合には、事前に国との協議をしっかりと行い、用途廃止に伴う国への交付金返還の有無を確認しておく必要がございます。

浴場については、先ほど申し上げてましたとおり、日常的な交流、憩いの場としての福祉的機能を有していることと、代替手段が十分に確保されていない地域もあることを踏まえますと、直ちに廃止することは高齢者の健康や生活に対し影響は大きいものと考えておりまして、したがいまして、今後、高齢者福祉センター浴場の利用実態、コストのさらなる精査、送迎を含めた代替サービスの検討を行いながら、中長期的な視点で運営の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

廃止については、補助金の返納等の答弁がございましたが、コストが非常に年間２，０００万円以上かかってるんですよね。それを考えれば、それは交付補助金の返還については、その金額でできると思うんですよね。

廃止するとなれば、さくら温泉を今現在、うちの管内で作ってるんですが、さくら温泉を利用するという考えはないんですかね。

議　長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（小　林）

すいません。今、町としましては６０歳以上の方に温泉の利用券を発行しておりまして、１回につき２００円の助成を行っております。

その利用の中に、さくら温泉のほうにも御協力いただいて契約協定をしておりますので、それで一応様子を見ているところです。

以上です。

議　長（田之畑）

５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

町長から、経費と利用者数の説明があったわけなんですが、令和５年が２６２日、営業というかやっております。ここで利用者数が１日平均が３６．４人なんです。それで、令和６年が２６０日開設しまして、利用者が３４人なんです。１日３０何人に、年間２，０００万円以上の経費がいってるんですよ。

ほんで、確かに老人や高齢者を考えますと、風呂がないと憩いの場があったり、健康増進とかそういうのを考えれば、やりたいんですよね。

それで、これはさくら温泉でも、私はできると思うんですよね。高齢者の方でも、さくら温泉のほうがよかたっどというような方もいらっしゃると思うんですよ。

それで、この辺はどうなんですか。もうできないんですかね。再度さくら温泉に切り替えというのは。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

さくら温泉もあるし、肝付町の温泉ドームもあるんですが、できたらそっちのほうに振り向けるというか、そういう形で、今さっき福祉課長、答弁しましたけれども、温泉券の増額とか、そういうものを検討してまいりたいと考えております。

それと、行くとなれば、送っていくのかとか、送迎はどうなるのかとかそういう問題もまた来ておりますので、そこはそこでまた検討させていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

副町長（大　園）

議長、ちょっと補足でいいですか。

議　長（田之畑）

副町長。

副町長（大　園）

すいません。先ほど町長が答弁しました年間２，０００数百万円、これについては、ちょっと勘違いあるようですので、ちょっと説明しますが、お風呂に係る経費だけではありません。高齢者福祉センターの全体的な電気料とか、そこまでも含まれた一切の金額ということで御理解いただきたいと思います。

当然に、そのことから申しますと、風呂に係る経費については、また下がってくるというようなことになりますので、よろしくお願いします。

議　長（田之畑）

５番　牧原議員。

５　番（牧　原）

確かに、高齢者福祉センターの経費は、令和６年度が３，３００万円なんですよ。うち、バスの明許繰越しがございますので、実質は高齢者福祉センター２，３００万円なんですが、しかし、内容を見ますと、浴場に係る修繕料６１８万円とか、ボイラーに４２０万円という、非常に風呂に係る経費の割合が大きいんですよね。

ほいで、もう本当に多額の経費を費やして、３０何人の人に優遇するかというのも、私はもう限界があると思うんですよね。それならさくら温泉にするか、どうしても高齢者のことを考えて、もう一度風呂を造り直すか、そうしないと今のボイラー、今年修理をしたわけなんですが、先は見込めません。今も、古い施設ですので、その辺も考慮して、もう高齢者を考えるのなら、もう一度つくるか、それともさくら温泉に変えるか。

もうそうしないと、この経費を見ますと非常に多額なんですが、再度この辺の検討もお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議　長（田之畑）

ここで暫時休憩いたしますが、もう午前中の部はこれでよろしいですか。予定どおりで。

それでは、午前中はこれで終わりまして、午後は１時から再開をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時１８分

◇

再　　開　午後　１時００分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。
４番　瀬戸山譲一議員の発言を許します。
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
では、早速質問に行かせていただきたいと思います。
今日の質問をするに当たって、今日はある意味、決定的なこととか、本当に何が本質なのか、確信なのかということを、まずそれをお話しして、話を進めていきたいと思います。
すごく、寛容かつ大事な話になっていくと思いますので、今日、傍聴者いろいろお願いしたんですけど、インフルエンザとか、都合によって今日は来てくださった方が少数ですけど、ちゃんと見て、聞いて帰っていただきたいと思っているところです。ユーチューブでもちゃんと見れますので、その件も含めて、今日の件は大事な話になってくると思うので、言っていきたいと思います。
まず、東串良町の構造的問題点についてです。
これは２回目です。それでは、再度確認したいんですけど、役場の執行責任者は誰なのか尋ねるということで、ちょっと文言を変えさせていただいたんですけど、この件は、前、今の町長にも質問したことがあって、御自身は、自分は執行執権者であるということを何度かおっしゃってますね、執行執権者。でここは執行責任者です。
そのことを含めて、この執行責任者、まず町長、１回、そこをもう１回確認します。自分は執権者って言われました。ここには執行責任者って書いてあります。自分はどのような立場なのか、ここで再度表明してください。

議　長（田之畑）
町長。

町　長（宮　原）
お答えします。
今、議員おっしゃる執行責任者、これは私、町長でございます。
以上です。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
であるならば、ここも今日はっきりさせておきたいと思います。
２点ほど、町長に関しては２点ほどちょっとお話を進めていきたいと思います。
いつも言ってることですけども、この本会議、そして質問して、答弁するときの町

長の在り方なんですけど、今も副町長がこれだ、これだって指示をしてますね。いつも思うんですよ。副町長が指示をしないと答弁できないのかと、いつも思っています。傍聴に来られた方もそう言われております。

それで、何ていうのかな、もう一つ言わせてもらえば、答弁書棒読み、丸読み、副町長が一つ席端っこのほうに席を替えたら、町長、答弁できますか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

まずは、一般質問というのは通告があって答弁されるんですけど、それを一々そういうことを答弁の、できます、できますか言われたら、できますよ、それは。

副町長、それならそっち移動していいですよ。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

ということでしたので、執行責任者、それから、執行執権者って言われるけど、ここには町長としての職として、すごい権限あるいは権力が集中してしまう、強い力を持つことになるわけですね。それが町長の立場だと思うんですけども。

じゃあ、副町長の指示なしに答弁をされるということで、これから、ずっと皆さん、それで見て、注目してやっていかれると思いますのでよろしくお願いします。

それで、私も肝付の未来を考える会というところに所属しておりまして、各市町の一般質問、よく見学、傍聴させていただくんですけども、ほかの市町の首長さんと、ここ東串良町の首長さんの決定的な差というのがあるんですよ。

それは何かといいますと、今、私は答弁書の棒読み、丸読みって言いましたけども、ほかのところの首長さんって、必ずそれに類する文献とか、それから資料を必ず脇に置いていらっしゃるんですよ。ああ、自分でも相当入れ込んで、この答弁にいそしんでいらっしゃるなと。

前もここで言いましたけども、町長がいかにこの答弁に対して関与しているか。あるいは、自分でワードを打って作ったことがあるのか。そうでないと、真剣味を感じられないって、いつも私、言ってますよ。

だから、一に勉強、二に勉強ですけども、自分の部屋のパソコンを持ってきて調べ物をして、自分でワードを打って、それなりの答弁書っていうのをつくったことはありますか。どうぞ。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

つくってるから読んでるんですよ、自分で。

行政というのは、私一人じゃいけません。副町長、みな職員交えて、その担当それぞれいるんですよ。みんなと相談しながらするんです。町長、一人がつくれるもんじゃないんですよ、行政というもの。みんな、相談しながらやっていきます。これが行政なんですよ。

そればかりは知って理解していただければありがたいなと思っております。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

であれば、文献なり、資料なり、脇にあるのが当然かなといつも思っているとこです。

じゃあ、自分の一に勉強、二に勉強って言いましたけど、いつも言うように、町長が町政やリーダーシップを取っていかないといけないんで、権力を持つし、権限もあるし、そして主義、主張も言っていかないといけないんだけど、私いつも言いますよね、町長の町政に対してのアピール、キャッチフレーズ、全く聞いたことがない。ただ、笑顔あふれるまちづくりだけは言ってますけども、具体的なことは全然聞いたことがないと。それで、それを今日改めて言うところです。

だから、副町長の介添えなしに、そして、自分で作った答弁書であれば、ちゃんと指示を受けないで、ちゃんとやってくださいということですね。それが、町長、首長としての責任感であり、教示であり、一番肝要なところであると思います。

次は、話はそれを基に続けていきますね。

２番目、町民の皆さんの意向をどのように吸収し、政策に反映させているか尋ねるですけども、１０月に我々は行政視察として山形に行ってきました。山形の西川町というところで視察を受けたわけですけども、そこがもう自分たちにとっては青天のへきれき、びっくりしました。４７歳の町長、３３歳の副町長、私がもう特に感銘したというか、感動した、あ、すごいなと思ったのは、その菅野町長という方が令和４年４月に就任されて、もう３年ぐらいかな。町民の皆さんと膝を交えての座談会を１０月までに、令和４年の４月から今年の１０月までに５９回座談会を開いていると。副町長に聞きました。どういうことですか、具体的にって聞いたら、町民の皆様の意見を聞いて、それを町政に反映させていく、これが私たちの使命ですということをおっしゃいました、５９回ですよ。

今、複合施設でいろいろもめてますけど、複合施設に関しても、そういうことが実際あったのか。何年か前までは、町民の皆さんと町長と語る会というのをお示ししてましたけども、そこも人が集まるのは４、５名とか、もうほとんど数回しか開かれてない中で、もう今もそれも行われておりません。

そこの町長がすごいのは、町長室も全部オープンにして、誰が入ってるかも、誰がそこに話をしに来ているのかも、全部一目、廊下から全部分かるようになっております。

東串良は、そういう造りではないからなかなか見にくいところはありますけども、それぐらいオープンマインドを持って、町政に開かれた行政をやっております。５９回にびっくりしました。役所はそういう座談会、多分ゼロ回じゃないかなと。

だから、町民の意向、民意を反映しない行政ではないかな、東串良といつも危惧をしております。

それは、町民の皆さんからも、今、どんどん複合施設、このトイレに関しても批判が出てきて、何のための町政よとか、誰がこんなことやってるのよとか、皆さん、そろそろ耳に届いていると思いますよ、町民の皆さんの声が。

町長は、その民意というのは、町民の皆さんの意向、民意をどのように吸収して、捉えていると思っておりますか。答弁願います。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

今、議員おっしゃいました、今さっきおっしゃった町長さんのところ、私もドアオープンです。いつでも来てください。いつでも開いてます。

町民の皆様からの御意見を伺う機会というのは、年１回開催する振興会長会はじめ、様々な各種会合等の場であろうかと思いますが、必要に応じまして、町民ワークショップやパブリックコメントなどの御意見も集約も行っております。

今で、現在２回ほど、町長と語ろう会を開催いたし、御意見を伺っておりましたけれども、また政策達成に向けて計画づくりは重要でありますので、計画の一例を挙げますと、福祉計画や介護保険事業計画、障害者計画、子ども計画、交通計画や男女共同参画基本計画などを作成する場合には、町民へのアンケート調査を実施するなどして、町民の皆さんの御意見を参考にさせていただいております。

皆様、いろんな思いや考えをお持ちでございますが、それらを全て政策に反映できるとは限らない場合もございます。政策や予算、真に町がなすべきことなど、私が吟味し、検討すべきと思う議案については、担当課長を呼んで検討の指示を行おうとしております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

それはそうでしょうと、私が言うのは、首長自らが町民の皆さんの間に入って、膝

を交えて話を聞いて、中身を精査して、自分がちゃんと指示を出しているかという話なんですよ。それが見えないんですね、東串良は。

ここで問題になるのは、さっき言った権限、権力の在り方ですけども、であれば、町長が役場の中で指示をしていかないといけないんですよ。

私がなぜ副町長のことを前回も言ったかというのは、町民の皆さんから出てるんですね。肝心なことになると、副町長が前面に出てくると、よく聞きます。だから、権限、権力がそれを保持してるのは誰なのかということなんです。

私は、もうこの個人については前回の一般質問で言っておりますので、司令塔は誰々さんであるということを言われました。それが議事録に書いてあって、今度、議会だよりに載せようとしたら、それは削除されました、なぜか。

議　長（田之畑）

瀬戸山議員、一般質問は、行政事務に関して質問をするわけですから、区長の行政の事務に関して、なるべく質問を続けるように。今の議論はちょっと不毛ですから、もうこれで控えて。

４　番（瀬戸山）

まあ、そう言われるんじゃないかなということを思ってましたけど。

議　長（田之畑）

質問事項に。

４　番（瀬戸山）

いや、だけど、これ本当、確信なんですよ。ここをちゃんとみんなで本当監視していかないといけないと思います。職員の皆さんからも、相当不満が出ておりますということも言いましたよね。

じゃあ、次に行きます。

執行部と議会はどのような関係であるべきか尋ねるなんですけども、その前に私がちょっと前置きを言わないといけないです。

前置きって何かというのは、今もう議会事務局のメンバーの方、さま変わりをされていらっしゃって、今の議会の事務局にいうわけじゃないんですけど、前の３月までの議会のとき、結局どういうことかということなんですね。

今まで、私は議会と執行部は両輪の姿でないといけないということを言ってきました。是々非々でいいとこ、悪いこと、みんなで認識し合って、町民の皆様のためになることであれば協力してやっていくべき、それを両輪にさせて言ってたわけですけども、今それがないと私は思ってるんですよ。

だから、以前の事務局のやり方が、あるいは、そこを今、場所を事務局から異動されたとしても、今も議会に対して多大なる影響を持っているんじゃないかなということを今から言わせていただくわけですけども。

例えば、もうこれも今までずっとこういうことを言っては大変だろうなと思って、秘匿しておきましたけども、例えば、議会の事務局のパソコンを使って、特定の議員さんに牛の競り市場の様子を見せていたりとか、そういうこともありました。注意をされたはずです。

そしてもう一つ、だからこれが一番よくないって、東串良は思ってるんですよ。ギブアンドテイク、つまりやり取り。何かといったら、例えばですよって、今の副町長と、それから、今の企画課長、議員に対して一般質問の中身とかをつくってあげたことはありませんでしたか。お聞きします、二人に。

議　長（田之畑）

それに答弁をするの。答弁が必要なのか、そういうことは。するんだったらすればいいけど、しますか、はい。

副町長。

副町長（大　園）

先ほどのちょっと前に戻りますが、議会は、私なんかは、議会から地方自治法の第１２１条の規定に基づいて、出席要請をかけられているからここに来ているというのがあります。

その中で、当然に議会については、各部署の機関長に対しての出席要請になるんですが、その中で附属の説明職員として、今、課長とかも参加させてくださいということで、議会に認めてもらって、この場にいるということです。

それで、先ほど町長のほうが、私に対して、何か私が指示を云々とかありましたけれども、当然に、私は町長の補足の職員としてここに来てるわけですから、当然にその部分については、私も議会の皆さんから許されてここに来てるわけですから、答弁をする、権利があるということで理解していただきたいと。

質問の本題に返りますが、まずは一般質問を、ある特定の議員の一般質問をつくってくれたんじゃないかということでありますが、そのことについてはございません。

議　長（田之畑）

ちょっと暫時休憩します。

休　　憩　午後　１時１８分

◇

再　　開　午後　１時１９分

議　長（田之畑）

休憩前に引き続き会議を続けます。

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

今はそんなふうに言われましたけど、この場でしか言えないような話だと思って、これがもう辞めてほしいということですけども、大体これで終わろうしようとしておりました。これが戒めになればいいかなと思っております。

なぜかといったらギブアンドテイク、こういうことをしてあげたら議員さんは執行部のいうことを聞いてくれるだろうなと、私はずっと思ってるんですよ。これがあり得ない議会と執行部の形ですね。これははっきり申し上げておきます。

じゃあ、次に行きます。

複合施設についてです。

本体３８億円の建設費は何を根拠に提示されたのか、またこのことを協議したメンバー構成も尋ねるということで、ワークショップに私も参加をさせていただいて、基本計画の俊設計さんが社長を含めて４名来られました。私もいろいろ聞いてみました。

それで、俊設計さんに聞いたんですね、この基本設計の、そのとき７，６６０万円の予算のうちの６，４００万円を取られて、それでいろいろ話をしているうちに、俊設計の社長さんが、３８億円というお金を基に設計してくださいって言われましたということをはっきり言われました。いや、俊さん、それ話でおかしいでしょうと、何で最初から３８億円ありきなんですかと。

本来の建物、箱物、これ町民の皆さんの意向を受けて、何が必要か、どれぐらい必要かということを決めてから、設計して、積算してお金を積み上げて金額を出す。これが本来の姿なんですよ。何で、３８億円で設計してくださいって言われましたって、こんなのあり得ないんですね。

だから、ここに書いてありますけど、何を根拠に、それを３８億円という提示されたのか、執行責任者である町長、答えてください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

議員お尋ねの本体３８億円の建設費についてですが、議題としてお尋ねされているのは、令和７年３月に策定いたしました東串良町複合建設基本構想・基本計画の本編５１ページに記載されている概算事業費の中の建物整備費（外構整備含）税抜きの金額で３８億円を前提としているものとしてお答えさせていただきます。

３８億円の積算の根拠は、基本計画本編の４２ページ以降に記載されている複合施設の機能や諸室の基本機能、建物の延べ床面積を想定し、類似規模、類似機能の公共施設整備の実績単価や国、県などが公表している公共建築工事の標準単価を参考に、１平米当たりの建築単価を想定し、延べ床面積掛ける単価という形で、建築工事費は算定され、外構整備も１平米当たりの単価を想定し算定されております。

これの積算手法は、基本構想・基本計画の策定業務委託事業の受託者において、委

託業務内で示されたものでございます。

次に、議員お尋ねのこのことを協議したメンバー構成についてですが、３８億円が記載されているのは、令和７年３月に策定された東串良町複合施設建設基本構想・基本計画でございます。

本計画は、諮問を受けた東串良町複合施設建設検討委員会で協議、検討を重ねた内容が、答申として町長に提出され、その内容を踏まえて策定しております。

このことから、メンバー構成は職権を有するものとして、鹿児島大学教授、町内の公共的団体からの推薦されたものとして、男女共同参画推進懇話会、東串良町商工会、東串良漁業協同組合、東串良町老人クラブ連合会、東串良町民生委員協議会、東串良町生活研究グループ連絡協議会、東串良町ツーリズム協議会、東串良町文化協会、社会福祉法人東串良町社会福祉協議会、ＰＴＡ連絡協議会、町内児童福祉施設、教育委員会、東串良町青年団の代表、その他町長が必要と認めるものとして、技術研究センター大隅の代表、公募による町民代表２名の計１７名となっております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

町長が指名したの。企画課長、指名したの、発言は。

町　長（宮　原）

詳しい説明は企画課長に。

議　長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜　屋）

先ほど、瀬戸山議員の話の中で、プロポーザルに参加した際に、その受託者である事業者のほうから、３８億円でしてくれというふうな話があって、そこがおかしいと疑義を持たれているという点があったので、ここで説明させていただきたいんですけれども。

去る令和７年６月１２日の複合施設に係る特別委員会の中で、今年度、令和７年度東串良町複合施設建設基本設計等業務委託についての仕様書についても、議員の皆様のほうに説明をさせていただいております。

この仕様書の中には、業務の名称、それから業務の目的、業務の期間、それから施設の概要、敷地要件等々いろいろ書いていますが、その施設の条件の中で、まず、延べ床面積は３，０００平米ですよとか、構造とか、階数、本業務に見て決定するとか書いてあるんですが、そこの５番目のところに建設費等というところで、基本構想・基本計画に記載のとおりと書いております。これが根拠となっておりますので、基本計画の中に事業費概算として建物建設（外構含）３８億円を記載しておりますので、そこが根拠となっております。

以上です。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
検討委員会の方々に見ていただいた答申ですけども、今、町長が言ったその１７名の方のそういう人たちって、この建物建設に関しては全くど素人なんですね。だから、ど素人だけど、そこを通じて、じゃあこの積算は具体的にその人たちが積立てできるわけじゃないんですよ。誰がこの積立てをやったんですか、再度聞きます。

議　長（田之畑）
企画課長。

企画課長（浜　屋）
先ほど町長が答弁申し上げましたので、同じ内容を繰り返し述べさせていただきます。
３８億円の積算の根拠は、基本計画本編の４２ページ以降に掲載されている複合施設の機能や諸室の基本機能、建物の延べ床面積を想定し、類似規模、類似機能の公共施設整備の実績単価や国県等が公表している公共建築工事の標準単価を参考に、１平米当たりの建築単価を設定し、延床面積掛ける単価という形で建築工事費は算定され、外構整備も１平米の単価を設定し、算定されております。
これらの積算方法は、基本構想・基本計画の策定業務委託事業の受託者において、委託業務内で示されたものであります。
以上です。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
だから、これはプロがやらないとできないんですよね。そのプロの人たち、積上げをしたプロの人たちは誰ですかって聞いてるんです。

議　長（田之畑）
企画課長。

企画課長（浜　屋）
令和６年度の基本構想・基本計画の委託業者であるランドブレインと安井設計事務所になります。

以上です。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
まあ、そうだろうと思って、その答え待っておりました。
今、そのランドブレインと安井設計、これはここで留めておきます。その名前がはっきり出た。それを確認したかったところです。
では次、町の皆さん、１億２，０００万円のトイレにも大きく反発をされていると。複合施設しかりである。再度民意を問うべき住民討論会を開催すべきでないかと考えるということなんです。
さっき、同僚議員もおっしゃいましたけど、町民の皆さんの反発ってすごいですよ。結構企画課にも言ってこられた方がいるという話も聞いてます。
それで、何て言うのかな、同僚議員も言われましたけど、この事業が独り歩きしてると。執行部の独断専行である。役場の執行部の人に言わせると、町民が参加しない、ワークショップにも出てこない。それが悪いんだというような言い方をされます。
だけども、秘匿しながら、水面下でランドブレインとずっとやっていた。これも私も何度もこの席で言わせてもらっております。
蓋を開けたらいきなりあのアンケートでしたよね、つくることを前提にしたアンケート。それがおかしいって、町民の皆さんの中で結構言われているということは何回もこの場で言いましたけども、全部これ度外視です。民意を無視してるんですよね。
もう去年から、町民の皆さんと語る会を開いても、言われているのに、それを皆さんにお伝えしても全く無視、度外視。だから、さっき言われたように、もう１回原点に返って、町民の皆さんの声を聞いて、さっきの西川町じゃないですけど、町民の皆さんと膝を交えてもう１回原点に返って何が必要か、何が必要でないかということを問わないと、私は町政に混乱が起こると思ってます。
このこと言いたいんですね。だから、今、町民の皆さん、後ろにも何人か来ていらっしゃいますけど、そういう意見をお持ちの方もいらっしゃいます。
だから、最高責任者であるって言ってる町長、あのとき私が言われたのは、今日も後ろに来てますけど、あんなアンケートを出させた最終責任者は町長だろうって。何でそれを言わないんだって言うんですよ。手法が全く間違ってる。
もし、最悪住民投票なんかでひっくり返されてしまった場合に、今までかかった経費は多分１億円から２億円ぐらい、どれぐらいか分かりませんけど、多分１億円は絶対くだらない、１億５，０００万円ぐらい。これどぶに捨てますよ。この責任を取りますかということです。だから最初に言った、執行責任者。これ責任を問われてくると思いますよ。
だから、討論会なり開くべきか、さっき同僚議員も言われましたけど、２番目の登壇者の方が。もう１回町民の声を聞くなり、あるいは再アンケートを取ってやらない

と、本当に混乱を来しますよ。そういう認識があるかないかを踏まえて、討論会、あるいは、さっき同僚議員が言った新しくアンケートを取り直す。そういうことをやるつもりがあるかないか、町長、お答えください。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　今、トイレもだんだん終わりつつありますけれども、あのトイレは町民の声です。グラウンドゴルフされる方が朝早くからおいでになっております。町内一圓、６４０名ぐらい来ておりまして、体育館とか多目的広場にもトイレあるんですが、８時半にならないと開けてくれないもんですから、これは老人クラブのグラウンドゴルフだけではございません。少年団もそうです。スポーツ少年団が来たとき、何でトイレ開けてくれないの。８時半がないとなかなか開けてくれないんですよ。これは職員の義務的なものもあるだろうと思いますね、ここに思いやりがあればいいんですけど、なかなかそれが通常できなくて、それで、先般の同僚議員の方々の、ありましたけれども、これは住民の声として、今のトイレはできるものでございます。
　それと、唐仁にものトイレができております。あれは県のほうが、魅力ある観光地づくりということでつくっていただきました。あれも１億４，０００万円ぐらいです。あれはあれで、また皆さん助かっております。郵便配達される方がみんな寄っておられます。配達員とか、ああいう方々が。どこでもトイレできないのがもう現状です。
　町に行きますと、それぞれコンビニとかいっぱいありますけれども、そういうとこに用を足せられますけれども、田舎はそういう民間に一般の方が使えるトイレがないのが現実です。まだまだトイレが足りないと思っております。
　議員御提案の住民討論会の開催についてですが、質問の趣旨は、住民の声を生かすことが大切であるとの御指摘のこととして考えを述べさせていただきます。
　複合施設建設につきましては、これまでもできる説明、るるしてまいりましたが、東串良町複合施設建設基本構想・基本計画は、諮問を受けた検討委員会で協議、検討を重ねた内容が答申として町長に提出され、その内容を踏まえて策定しております。住民アンケートや説明会、ワークショップ、パブリックコメント等を経て、令和７年３月に取りまとめており、住民の合意形成を反映した傾向でございます。
　このワークショップに参加した小・中学生が言った言葉も忘れられませんけれども、私ども小中学生においては、東串良町のシンボルができるという、夢あることだと。そういったインスタでできる、夢のあるシンボルできる、楽しみにしておりますということで、それは言っておりました。
　また、今年度は当初予算で原案可決して、議決いただいた予算の複合施設建設基本設計等業務委託を執行し、現在、基本設計等の委託業務は進んでおります。なお、この基本計画にあっては、住民の意見を反映させる目的として、ワークショップを実施しております。第１回は９月２６日に開催され、３８名の参加がございました。幅広

い世代の方々より施設への期待や活用アイデアなどが出されました。寄せられた意見は、町と事業者、委託業務受託者で、実現可能性や費用対効果の観点から精査し、設計段階で反映できる内容を検討していきます。

次回のワークショップは今月の１８日に開催されますので、町民の参加をこれからも促していきたいと考えております。

なお、議員御提案の住民討論会の目的が、複合施設建設の賛否を問うためのものであるなら、その開催については考えておりませんし、議員の提案に沿えないことを御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

もう前、１回、２回でも言いましたけど、もう引き返せなくなってるのかなという感じで動いてるんじゃないかなと思います。だけど、町民の意向には沿っておりません。もう何回も言っております。

であれば、今そういう討論会も開かないということでした。もう検討委員会の１７名の方にも何人かお話を聞いたんですけど、もう全て決まったことを、ただ自分たちに提示して認めろって、このスタンスだったって。私たちも反対の意を取れなかったのは悪いけどという話を数名の方から聞いております。

だから、何て言うのかな、執行部のこのやり方も、いかにも正当で、さっき言ったように、権限を持ってますから、威圧的な感じで捉えられているんですね。言えない、言えないとおっしゃるんですよ。住民の皆さんと語る会の中でも何人かそういうことを言われました。

それで、庁舎内検討委員会もあるけども、本当に役場の職員さんも賛同しているのか、どれぐらい賛同しているのか。いろんな声が届いてきております。皆さん、有志一同によれば意見を言えなくなったっていうんですね。それぐらい圧力が強いと。それ、誰なんだろうということなんですね。あとで、それは続いていきますけど。

分かりました。討論会はもうしないということで。それなら、それなりの対処のやり方がありますので、また考えていきます。

次ですね、ここも繋がっていきますけども、政策推進係について。

これも今年３月の議会とき、いきなり唐突に政策推進係というのができましたという話を聞いて、６月の時点で、それは具体的にどういう業務ですかといったら、お答えできませんという総務課長の話でした、でしたよね。

だから、再度聞きたいんですけど、政策推進係、この文言からすれば、いかにも町のいろんな政策を推進して、町民の皆さんの意向に沿った、そういうイメージを持ってるんですけども、まだ具体的に聞いておりません。今日、ここに書いているように、誰が、何を目的に、どのような業務を執り行っているか、お答えください。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　今回の質問に関し、類似の内容は令和７年の第２回６月議会の全員協議会において既に説明済みであります。本会議におきましても、質問中に政策推進課との表現がありましたが、その際には、政策推進係として答弁いたしました。
　今回、改めて政策推進係としての質問をいただいたことに対し、政策推進課との表現と混同せずに、御理解いただけたことに対しまして感謝申し上げます。
　まず、設置目的でありますが、政策推進係は、町の重要施策をより効果的に推進するため、総務課内に設置されました。各所属長にも、令和７年４月１日付で文書にて通知済みでございます。より効果的とは、単に会議で話すだけでなく、実際に課題を洗い出し、改善策を講じることを意味いたします。
　次に、分担業務でございますが、政策推進係では、以下の業務を担当しております。重要施策の総合調整、重要施策の進行管理、事務事業の総合調整及び推進、秘書用務、その他特命事項の調査、調整、推進、言い換えると、町の重要施策を円滑に進めるために、総務課が必要と判断した全業務を担っております。
　業務分担以外にも、日常的に職員の総合相談的な役割を担っているところでございます。主な相談内容は、予算、決算、入札事務、契約事務、法制事務、福利厚生関係と多岐にわたる相談が多いところでございます。
　また無償でありますが、厚生労働大臣から委嘱を受け、職員の年金委員としても従事してもらう予定にしております。
　そのように、各班にわたり、指導しているところでございます。外から見ると何をやってるのか分からないと感じられる方もいらっしゃるでしょうが、それは係員の努力不足ではなく、むしろその幅広さゆえではないかと思います。業務の性質上、仕方のないことでございます。
　担当職員につきましては、議会の決算特別委員会の政策提言にあるとおり、今までの仕事で培った経験、特に財政等に精通した前総務課長の江口を再任用職員として配置しているところでございます。
　町の将来を担う人材の１人として、大いに成長を期待しているところでございます。その活動が、町全体の発展にも資するものと確信しております。
　なお、具体的な取組状況につきましては、所管する総務課長に答弁させます。
　以上です。

議　長（田之畑）
　総務課長。

総務課長（中　島）

お答えいたします。

その前に、先ほど議員が、私がその業務内容についてお答えできないということを言われたということでしたけれども、このように一般質問という形式でしていただければ、当然答えられるんですけれども、その前にその全協でしっかりと業務内容についてはお伝えしておきました。

その当時、お答えできないと申し上げたのは、議員が予算の中で質問をされたものですから、予算がつくことであれば、歳入、予算、歳出予算それからその内容ということで御質問をいただけるんだったら答えられたんですけれども、予算の中で政策推進係の業務内容を説明してくれということであったもんですか、お答えしかねますというのは答弁した記憶がございます。

それでは、私から取組状況について説明をいたします。

各種の補助金・負担金・委託料の確認作業、それから、確認作業で発覚した事務的ミスへの対応、それから、指摘事項に基づく若手職員向け研修会の実施、それから、指摘事項に基づく関係課からの改善策の提出、それから、現在、町の歳入、町税とか使用料などの最終確認作業中でございます。

確認作業で課題等が見られたことから、若手職員向け研修会を実施したところでございます。研修会は、適切な事務処理や予算執行に関する理解を求める目的で実施したものでございます。

研修会の内容でありますが、多岐にわたる実務を体系的に整理し実施いたしました。主な研修内容につきましては、自治体予算の基礎、それから、負担金支出の根拠・整理、それから、補助金チェックの視点と方法、それから、補助事業の流れ、そして、補助団体の適正な会計管理について、また、懲戒処分の取扱い及び事務処理について、各課の補助金・負担金事務執行調査結果について。

それから、次に参考資料といたしまして、工事関係、業務委託の事務の流れとか指定公金取扱い者関連資料などを参考資料として使っております。

次に、演習問題として修繕事務の起案演習、それから、入札見積執行調書の作成演習、それから最後にその他といたしまして、職員として考えるウエルビーイング、それから想定と準備からはじまる住民の幸せづくり。そして、職場、私生活における人間関係の在り方。

これらの研修を通じまして、職員の事務能力の向上と町行政全体の質の向上につなげる取組を行っているところでございます。

研修後に、受講者３４名にアンケート調査を実施いたしましたが、大変満足、満足が２９名、普通が５名という結果でございました。

以上申し上げましたとおり、政策推進係は、町の重要施策の推進、事務の総合調整、行政事務の適正化に取り組むための組織として設置したものでありまして、既に具体的な確認作業や職員研修などの業務を着実に進めているところでございます。

今後も町民サービスの向上に寄与できるように、適正かつ効率的な行政運営の確保に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
そういうお話、承りました。
じゃあ次に行きます。
今、町政で優先すべきことについてです。
最初に言っておけば、複合施設に使う、今いろんなお金を使ってますけど、そのお金をこっちに回せばどうかなって、いつもかねがね考えているところから、この３つの項目を言わせてもらいました。
だから、さっき町長が言ったように、複合施設をつくるんであれば削らないといけない予算、止めないといけない事業あるのは当然だというさっき答弁でしたけど、そんなことを言うよりこっちのほうが優先じゃないかな。町民の財産と命を守るためにはということで、今から話をいきますね。あと時間がありませんけど。
今度、これ結構ベストセラー本なんですよ、荒廃する日本。なぜかといったらここに書いてあります。これでいいのかジャパン・インフラ。着実に進む老朽化、迫りくる災害、インフラ投資が未来を創る。インフラ投資が公共事業だということですね。建物じゃないんですよ。
いつも言うように、東串良のパイプラインの問題、水道の問題、ここですぐ、東串良は今、自主財源の率がいいから水道も変えられたけど、いつどうなるか分からないし、パイプラインもどんどん詰まってる。水道も夕方なんかになると過不足が出てくる。水質の問題、いっぱいあるんですけども。
私が見てる限り、何度もここでも言ってますけど、建設課長は一生懸命持たしてくださいます。本当ありがたいと思うんですけども。執行部としては、全然そういう気概があるのかないのか、すごく疑問に思ってるところです。
だから、備蓄のことに関しても、地震・津波に対しても、再三言ってきました。実質的に、町長自らがリードを取って、防災・減災にも取り組んでいるかということを、もう年がら年中言ってきております。
地震も今多発している中で、何度も言いますけど、柏原の人たちが不安に思っていること、そういうことを踏まえて、私は議会だよりにもちゃんとコラムとして、議員の見聞録として出しております。それを見てもらって、そういうことは反映されてるのか、いつも疑問に思っております。そういう話も町長としたこと、一度もありません。
だから、複合施設をつくるより、まず、水道、パイプライン、この辺から今いろいろと段取りをしていただいている部分はありますけども、さらに私はいろんな意見、提言を常任委員会で申し上げております。
そういうことも踏まえて、まずは、水問題です。この問題、もういつも言っており

ます。今日改めてもう概略として言わせてもらってて、水問題、これも具体的に私はまた今度常任委員会で出しますので、そのことをちゃんと受け答えしてくださいということです。

２番目、東串良の中核産業である農林水産漁業への支援を充実すべきである。ここでちょっと私は後から自分で確認して、まだ確定的ではないということで、南大隅町は、農地の借地料への補助、和牛への出産奨励金があるということで、これは６月に南大隅町の議会を傍聴に行ったときに、ある議員さんが質問されて、町長が、それは前向きに考えていきますということの話でした。実際的に今、確認してみたら、まだ動いてはおりません。

だけど、東串良も農林水産業に投資、これ特化していくべきではないかなと。ピーマンの選果場の問題もありましたけど、まず優先すべきはこっちからだと思います。

そして、東串良には、農地の貸借、結構多いです。岩弘の露地野菜の方々、そういう話をこの前の町民の皆さんと語る会でお話をしたら、ああ、それはいいことだということおっしゃって、その代表の方が。また、そういうことをちゃんと、そんなまた町政に、町の方に言ってくださいますかというような話でした。

お金は、そっちのほうに使うべきじゃないか。予算はそっちのほうに使うべきじゃないかと思います。今、子牛価格が若干今上回っておりますけども、いつどうなるか分かりません。米価も今年は大変よかったんですけど、来年どうなるか分かりません。１２月末には暴落するかもしれないということも言われております。

稲作農家、畜産農家、露地野菜の方々、ピーマンのことも含めて、総合的な支援というのを町の骨格として、予算の骨格として考えるべきじゃないかなと思っておりますが、どうですか、町長。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

議員おっしゃるとおり、先ほどの公共工事じゃございませんが、もう日本国中は老朽化されたもの、道路陥没もそうです。ほとんどがもう今、本のとおりですよ。日本国中が、改修しなくちゃならないだけじゃないという状況が来ております。戦後８０年、昭和になって１００年です。その後、みんなつくられたのはみんなほとんどが老朽化ですよ。

今、議員おっしゃるとおり、本町の一次産業を守るためには、農業者、漁業者の皆様の経営安定を図ることが最重要課題だと認識して、これまで取り組んでいるところでございます。

町独自の農業支援対策といたしましては、平成３０年度から事業を開始しておりますが、現在は第３次支援として、農林漁業振興支援補助金にて、令和６年度から令和８年度の３か年の期間を定め、農業者、漁業者の方々の経営基盤の強化を図っていくために支援を行っております。

内容といたしましては、農業生産支援事業、スマート産業化推進事業、新規担い手支援事業、研修生受入れ支援事業、新規参入者生活支援事業など、各種事業において対策を講じているところでございます。これまで、約８年間の実績といたしましては、第１次が１８１件、第２次が５７件、現在の第３次が２４０件、合計で４７８件の支援をさせていただいております。

議員お尋ねの農林水産業への支援の拡充についての御質問ですが、今般の物価高騰等が農業経営を圧迫している現状を踏まえ、また、農家さんからの厳しい声を直接お聞きいたしましたが、今後においても、引き続き現行制度に基づき支援させていただきたいと考えております。

また、先般、県単事業でありますが、被覆資材価格高騰対策緊急支援事業におきましては、町の広報誌、防災無線でも周知させていただき、農家さんへのオンライン申請への手伝いなど後方支援をさせていただきましたが、国県における様々な支援事業については、定められた範囲内において、農業者の皆様へ支援が実施されているものと認識しております。

今後、国等の経済格差対策等の動向を注視し、町が事業主体となります各種事業については、適時適切に対応させていただいております。

なお、議員の通告にあります南大隅町の農地借地料の補助、和牛の出産奨励金につきましては、担当課が確認しましたところ、いずれも支援をしていない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

もう新しいものをつくるより、世界は、いや日本は、みんな建物は長寿命化のほうに方向を切っております。新設ではありません。こっちの農林水産業のほうにも予算を特化すべきだと思います。皆さん注目してますよ。

次に、行きます。

東串良の小学校、中学校、ここがちょっと印刷というか、これ文章がつながらなかったんですけど、教育現場、最後の質問ですけど、教育長、いろんな問題が出ていることは、いろんなＰＴＡの方々とか、親御さんたちから聞いてます。

もう今、のっぴきならない状況というのも、ここでいうと語弊があるから言えませんけど、柏原小学校、そして、管理課長の話もありましたけど、やはり教育問題にしても、もうこの厳正に特化されたような難しい問題が出てきております。

子供の教育、これどうすればいいのかなって本当考え込んでしまうぐらい深刻な部分がありますね。それはもうこういうところはなかなか言えない、インセンティブな問題だから言えないんですけども、言ってもいいのかなと思うんですけど、ちょっとやっぱり傍聴しに来ておられる方々もショックを受けたりするといけないから、言え

ないんですけど、問題出てきてることは間違いないんですけども、不登校であり、何々であり、何々ということを考えると、これから教育の考え方、やり方というのは物すごく重大な事項になってきますけども、これからどういうふうに解決していったらいいのか、その辺の意気込みでもいいですから、教えてくださいますか。

議　長（田之畑）
　教育長。

教育長（金　久）
　お答えいたします。
　不登校対策は、喫緊の課題であると捉えていますので、今回はそれについて答えさせていただきます。
　不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため、年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されています。
　不登校の要因は、いじめを除く友人関係を巡る問題、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、学業不振など多岐にわたっております。
　各学校におきましては、担任、同学年職員、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等が連携し、児童生徒一人一人の課題を整理した上で、全校体制で支援方針を共有しております。
　また、定期的な家庭訪問や電話連絡、保護者来校による教育相談等を行い、家庭環境や本人の状況、保護者の思いを丁寧に伺いながら、登校方法や学習方法を一緒に考えております。教室に入ることが難しい児童につきましては、校内で安心して過ごせる別室を用意し、管理職や対応可能な教員等が個別に学習支援や相談対応を行っています。
　中学校におきましては、校内で安心して過ごせる居場所として、昨年４月に設置しました校内教育センターを活用しており、現在６人の生徒が利用しております。
　１１月末現在の不登校児童生徒は、昨年度が２２人、本年度はその半減以下でございます。なお、本年度の新規不登校児童生徒は現在出現しておりません。このことは、新規不登校ゼロを目指し、一昨年度から各学校において意識しながら進めている魅力ある学校づくりに係る取組の成果であると考えております。
　教育委員会としましては、今後とも各学校において児童生徒一人一人に寄り添いながら支援を継続するよう指導するとともに、魅力ある学校づくりに係る取組のさらなる充実を推進してまいりたいと考えているところでございます。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

もう時間が参りました。ニュースで騒がれてますけど、去年発表で２９万４，０００人の不登校、全国で。この前の発表ではもう３５万人を超えましたよね。物すごく深刻です。

この東串良も論外ではないと思っていますので、今後、教育業務に一生懸命、また私たちにも教えていただいて、お互いディスカッションしながらやっていけたらいいのかなと思うんですけど、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議　長（田之畑）

これで、瀬戸山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休　　憩　午後　１時５９分

◇

再　　開　午後　２時０８分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　小川香織議員の発言を許します。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

通告に従いまして、４つの質問をいたします。

まず、物価高騰対策についてです。

午前も同僚議員のほうから、物価高騰対策について言葉が出ていました。農畜水産業などここ数年物価高騰による資材価格の高騰、飼料価格の高止まり、加えて燃料価格の高騰などで厳しい経営を余儀なくされています。

その大変厳しい中でも、東串良の誇るべき産業を守り続けてくださっています関係各位には頭の下がる思いでいっぱいです。

また、商業に関しても同様です。原材料にかかるコストの上昇により、売上げに占める必要経費が多くなり、経営が厳しいという声も聞きます。

生活者においても同様です。最低所得の見直し、新しい国の政策などに様々な経営、経済状況の改善が国のほうでも進められておりますが、まだまだこれが安定するのは時間がかかると思います。子育て支援の充実、教育支援の拡充についても、やはりこの経済、経営の圧迫が町民の皆様の生活を苦しめている部分もあります。

そこで、質問いたします。物価高騰対策支援について、町の考えはないか、お尋ねします。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

去る１１月２１日に閣議決定されました「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、同日の総理大臣による記者会見において、重点支援地方交付金の予算規模を２兆円とすることと、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策の早期執行に向けた準備を地方公共団体に進めていただきたい旨の発言がございました。

この重点支援地方交付金の拡充については、令和７年度補正予算案が国会で審議される見込みとなっており、国や県の関係機関から、今般の経済対策において、対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前もって進めるよう願いがありました。

今回の重点支援地方交付金の追加配分２兆円に係る交付限度額は、令和６年度一般会計補正予算（第１号）、令和６年１２月１７日、限度額通知に関わる交付限度額の市区町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め、おおむね３３０％以上となる見込みが伝えられており、情報を基に試算したところ、１億１，３００万円との見積りもありました。

本町では、この国から配分される重点支援地方交付金を活用した物価対策については、町民１人当たり１万７，０００円分の商品券の配布と水道料金の減免を実施したいと考えており、国の補正予算の成立後、なるべく早い段階で議会に補正予算を提案し、審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、本町に配分される交付金の試算も出ているということで、具体的な内容の計画を今、お答えいただきました。

商品券１万７，０００円ということなんですけども、これは今まで行った商品券と同様に、１万円は現金で７，０００円がとか、そういった形でされるんでしょうか、どういう形でされるんでしょうか。

議　長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜　屋）

すいません、小川議員、最後のほうの質問がよく聞き取れなかったので、もう一度お願いします。商品券の部分のことだったと思うんですが、すいません、お願いします。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

今まで行ってきた交付金を活用した物価高騰対策事業で、商品券のというのが町のほうでもありました。１万円に対して１万円のプレミアム付商品券などなどで、その点についても、今までも１万円ではなくて５００円とか１，０００円とかそういった金額に１万円の支援のほうを乗せてほしいなどなど、お願いというか、相談をさせていただいたかと思うんですけども、今回はどのような形で商品券のほうは検討されていらっしゃるでしょうか。

議　長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜　屋）

お答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁させていただきましたが、町民１人当たり１万７，０００円分の商品券の配布となりますので、これはプレミアム商品券とは違い、もう商品券そのものですので、金券に近い状態ですね、１人当たり１万７，０００円の配布です。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。早期に、実施計画を策定して、今年度はちょっと難しいと思うのですけども、できるだけ早く町民の皆様が安心してゆとりある生活が過ごせるような形で、事業を推進していただけたらなと思います。

また、あわせてこちらの商品券が、生活者にとってはとてもありがたいものではあるんですけども、農畜水産業、また商業含め、様々なところでこの物価高騰に対する悩み相談もありますので、町独自の対応計画も立てていただけたらなと思います。

もちろん新しい国の政策がまた始まって、こういった部分に関しても、いろいろな

事業、支援が今後も行われていく、検討されていくとは思うんですけども、やはり国や県の支援を待っているだけでは、今、頑張っていらっしゃる事業者の方々がもう耐えられないということに陥ってしまうかもしれません。

先ほど同僚議員もおっしゃった要望活動も含めて、町のトップの首長が、そういった活動のほうも併せてしていただけたらなと思っております。もちろん、町独自の事業も含めてですけど、そういったお考えはありますでしょうか。

議　長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中　島）

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたいろいろな分野で、大変な状況であるというのは承知いたしております。

今回の件につきましては、国から交付されるものを最大限活用したいということで、先ほど答弁した内容となっております。

今後につきましては、また今補正の時期でございますから、なかなかこの補正の時期に、いろんな町単独の支援事業というのは期限もなかなか限られておるし、難しいところもありますから、最大この国の交付金を活用したことを説明させていただきました。

また、令和８年度に向けて、各課からいろんなまた見積り要求が来ておりますので、そこを精査しまして、何が必要なのか、優先順位は何なのかということを十分検討の上、また予算編成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

説明ありがとうございます。やはり、今おっしゃるように、本年度実施難しいということで、令和８年に向けて優先順位を考えて、今後協議していただき、本当にその必要な支援について町のほうで検討していただけるというような回答だと、私のほうは受け止めております。

ただ、先ほどの同僚議員もおっしゃったように、予算がないからできないということだけではなくて、予算以外の予算を取ってくるための首長としての要望活動などそういったものも併せて頑張っていただけたらなと思うところです。よろしくお願いします。

次に、柏原地区の観光事業について質問いたします。

柏原地区の観光事業の取組と今後の計画について、どのように考えるか尋ねます。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　今、議員おっしゃるとおり、柏原地区の観光事業になるかどうか分かりませんけれど、柏原地区については、柏原海岸は志布志湾を一望できる日南海岸国定公園の南端に位置しまして、白砂青松の海岸線が美しいことで知られているとともに、県下三代名所の一つに数えられる砂丘地でもあります。
　また、春には町花でもございますルーピンが辺り一面を黄色に染めて、毎年４月にはルーピン祭りや、約３００年の歴史を持つ伝統行事柏原大相撲が開催されるなど本町の重要な観光スポットとなっております。
　このことから、柏原地区の観光の柱は、柏原海岸、松林、ルーピン畑、そして柏原大相撲などが位置づけられており、長年にわたって景観の整備やイベントの支援などを手がけているところでございます。
　私が町長に就任してから、柏原地区の観光事業の発展につながるよう手がけてきたハード事業を申し上げますと、円山公園内の屋内遊具設置、相撲場屋根設置、そして、円山公園管理センターの設置、ふれあいの森キャンプ場の宿泊施設ドームハウスの設置、農村環境センター内の全天候型室内遊具整備などが挙げられますが、相撲場屋根設置を除いては、いずれの事業も県の地域振興推進事業を活用して整備を進めてまいりました。
　また、外事業といたしましては、シルバー人材センター等への委託による各施設周辺の清掃作業をはじめ、先ほど申し上げましたルーピン祭りや、柏原大相撲開催に係る事業への補助金、町職員動員によるルーピンの種まき作業、地域おこし協力隊企画提案のイベント、松林内でのグラウンド・ゴルフ大会、マルマリンでの親子一緒に遊ぼう祭、防災体験、農村環境改善センターを拠点として、ひっくら親子スポフェス、松林内での秋のドームハウス作り、委託事業といたしまして、ルーピン畑のイルミネーション点灯、ハロウィンフェスティバルなどが挙げられます。
　また、今後計画しているものとしては、観光等による地元消費の向上を図るため、東串良町の特産品をメインとした自動販売機を管理棟施設内と、ドームハウス周辺に設置する事業調書を県に出しております。事業採択の見込みはまだ分かりませんが、観光による交流人口の拡大、地域活性化、産業振興を図っていきたいと考えております。
　以上でございます。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）

説明ありがとうございます。今おっしゃったように、柏原地区、マルマリン、円山公園のドームハウス、キャンプ場、全天候型遊具施設のるぴらんどなどなど、様々な柏原地区の観光事業の一環として、首長が取り組まれてこられたんだなという思いで聞いておりました。

また、イベントについても多くのイベントを、コロナ禍、コロナが終わってからも、あそこの柏原地区の活性を目的として、様々なイベントもされていたというお話も、今、説明のほうで聞きました。

しかし、次の質問にもあるんですけど、今後複合施設を計画していく中で、どうしても財源を削減、調整していかないといけないという中で、この柏原地区に様々な公共施設をつくられて、今後また新しく柏原地区の観光事業にお金が、次はできるのかなといったときに、なかなか難しくなってくるのではないかなと予想しております。

その中で、今これだけ柏原地区の観光事業に力を入れられた中で、今後どうしていきたいのか。せっかくここまでお金を使ったりとか、いろいろな方の協力を得て、様々な観光に取り組まれてこられたんですけども、柏原地区を今後どのようにしていくつもりなのか、交流人口の増加ということは分かるんですけども、交流人口の増加の奥にある目的は何なのか、そういったことについて、もし説明がいただけるのでしたら教えてください。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

今、柏原地区について、まだまだ進めなくてはならないと思っております。今、ちょうど柏原小学校の入り口、４４８号は、今歩道の整備が始まっておりまして、あそこはまた整備が終わった後が、また車の出入りももっともっと多くなるんじゃないかなと思っております。

それと、柏原の消防詰所が低地にあるもんですから、海抜０メーターというところであります。あれをまた上に上げなくてはならないということを考えております。

それと、もちろん消防の詰所だけではなくして、あそこに第二の物産館も併設した感じ、それとコインランドリーも一緒につけてやれたら、それをコインランドリーが、ドームハウスに泊まられた、連泊された方々が、洗濯する場所がないというのをおっしゃっていただきまして、やっぱりこういうコインランドリーは大事なんだなと思っておりまして、それと、今、手をつけないといけないというか、砂採取が始まっておりますので、できるだけ砂採集が始まる前に、何かこの物色ができないかということをまた検討させていただいておりまして、だから、柏原地区にとって、もうちょっともう手を入れさせていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　ありがとうございます。柏原地区、本当にあのすばらしい観光、観光も含めてすばらしい地域だと思っております。そのすばらしさを多くの方に知ってもらえるような今後の取組をしていただけるということで、私もうれしく思っております。
　ただ、今、いろいろ課題もおっしゃっていただきました。小さな相談から大きな相談まで、しっかりと行政のほうに届いており、首長の耳にも入っているんだなと思ってはいるんですけども、実際に、最近円山公園に行かれたことはありますでしょうか。私、すごく気になるんですけど、前から円山公園の安全管理などなどについて、委員会やこういった場を借りて相談をさせていただいたんですけど。
　今、円山公園の周囲ですね、一応車が入らないようになのか、安全を確保するためなのか、くいが打ってあって、そのくいもばらばらでロープみたいなのがもう伸び切っていて、それが安全策になるのか分からないようなそういった柵、囲い、一応囲いなんですかね、囲いのようなものでされてます。景観も見苦しいし、実際に安全が保てるかといったら、それが原因でけがをするんじゃないかなというような状況であります。
　せっかくすばらしい観光施設、観光スポットにお金をかけてつくられたのに、結局、管理がしっかりとできていない、できているのかもしれないですけど、外部から来た場合に、とても見た目がよくない。せっかくすばらしい場所なのに、すばらしいと感じにくいものがある。そういったことに対して、とても残念だと思います。
　せっかくいろいろな事業、柏原地区のことも考えて取り組んでいかれているのも分かるんですけども、つくってお終いではなくて、その後の管理についてもしっかりと行っていただけたらなと思っております。
　そこについてはいかがでしょうか。そういった対策、環境整備とか、そういったものに関して計画がありましたら、今、御説明いただけたらと思います。

議　長（田之畑）
　企画課長。

企画課長（浜　屋）
　ただいま御質問のありました円山公園の安全管理の面で御指摘があった点ですけれども、以前、小川議員のほうから円山公園の敷地内は車が通っていいのかどうかというような点で、いろいろ総務民生等で意見があったところを記憶しているところです。
　そういった中で、円山公園内には屋外遊具があります。その屋外遊具施設のところで遊んだ子供たちが、車両が通るところに飛び出さないようにということでロープを張っているという経緯があるんですけども、もしロープのたるみがあるのであれば、また確認をさせて対策を取りたいと思います。

それと、景観上の問題については、円山公園の職員、それからシルバー人材等を活用して景観整備等を図っておりますので、安全管理の面では特に問題ないと思っています。それと、屋外遊具についても、定期点検を行っておりますので、それについても報告を受けておりますので、危険な場所があったときには随時対応をさせていただいております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。私のほうが以前、仕切りがないので、子供たちは本当に自由に動き回ったときに、車との接触、そういったものをすごく心配しますという声を拾っていただいて、道路に出ないように外側のほうもロープ、中のほうもロープ、ターザンですかね、何かそういった遊具の近くにも全部ロープを張ってくださったんだなとは思ってます。

また、時間があったときに見ていただいて、そのロープのたるみが新たなリスクにならないかどうか、そういったところも常日頃点検していただけたらなと思っています。

あと、今、おっしゃっておりました室内遊具、インクルーシブを言われて、いろんな方が遊ぶことができる、それを使って活動することができるといったような説明がありました。

私、少しそこで疑問に思ったことがあったんです。室内の遊具だけがそういった多様性を考えた遊具を設置しているけど、なぜ外の遊具にはそういったものがないのかな、ドームハウスにはそういったものはつくられてないのかな。結局、やはり柏原の円山公園周囲ですかね、ああいった観光事業というのか、何という事業というのか分からないですけど、その計画に一貫性がないから、いろいろなところで、ここはこうしたほうがいいんじゃないですか、安全面についてはどうですかというような意見を聞いたり、この場でそういったお話をすることになるのかなと思っております。

先ほど、もう一つ言うと、観光事業と言いました。ドームハウス、予約がネットでできます。１２月４日から３月３１日まで予約状況確認できますし、予約もできます。予約状況、御存じでしょうか。ほとんど予約が入っておりません。やはり、あれも維持管理かかってくる中で、収益のほうも併せて考えていかないといけない中で、このような状況がずっと続いている。それで本当にいいのかどうか。

そして、もう一つ言うと、１２月２８日から１月６日まで１０日間、ドームハウスの予約状況、お休みって書いてあったんですよね。一番そこの期間が、皆さん、帰ってきてドームハウスを利用してみようかなと。そういった方たちが多い時期ではないのかなと思うんですけども、関係人口を増やしたい、そういった思いとは裏腹に、そういった人が外部から来てくれそうなときに、こういったドームハウス、お休みされ

ると。

何かこう言われていることと、実際の現場が違うようなそういった印象を受けているのですけど、そこの点についてはどのように考えているか、お聞かせください。

議　長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜　屋）

今、小川議員のほうから、１２月の冬休みの期間ですよね、御指摘のある期間、ドームハウスが利用できないというお話があるんですけれども、今、ドームハウスの管理については、町の直営の今管理となっており、宿泊者がいた場合、その次の清掃等についてはシルバーを活用したりとかしてます。シルバーの方々に対しても、この年末年始についての、お休みというわけではないですけれども、職員も休みを取らないといけないですし、シルバーの方々もその年末年始のところは、業務に、もし宿泊者を取るとなれば、そこの調整が必要になってくるのかなと思うんですが、現段階では、指定管理者制度とかそういうのを使っておりませんので、現状このスタイルでドームハウスの予約等は取ってるところです。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

このお休みの期間とかを見たら、やはり今おっしゃったように、役場というか執行部の休日にも合わせてこういった形のお休みなのかなと思っていたところです。

ただ、観光事業の一環としてドームハウスを６棟も建てられて、必要だと思っている方が１人でもいらっしゃると予想されそうな時期にお休みをすると、これでこのままいいのかどうか。

柏原地区の観光事業に一生懸命取り組んでいきますし、今後も取り組んでいきますという熱い思いはすごく伝わってはきたんですけども、実際このような状況が続けば、せっかくの泊まれるところが東串良にはないから宿泊施設をつくりました。だけど、本当に泊まりたいとき泊まれません、管理者もいませんというような状況が続く。そういったことに関しては、やはり今後、何かしら考えていく必要があるのではないかなと思って質問させていただきました。

また、今後協議するような機会がありましたら、この内容についても協議いただけたらと思います。

次に、複合施設について質問いたします。

複合施設の計画についてどのように進められているか、財源と今後維持に必要な金額とその財源の確保についてどのように考えているか尋ねます。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　まずは、複合施設建設計画についてですが、本町の複合施設は、町民の利便性と安全性を高め、老朽化した公共施設の課題に対応しつつ、将来のまちの方向性を示す拠点として位置づけ、検討は、令和５年度から開始し、外部有識者を含む検討委員会と庁内委員会を設け、アンケート、ワークショップ、住民説明会、パブリックコメント等を経て、令和７年３月に基本構想・基本計画が策定されました。
　今年度は、策定された基本計画・基本構想に基づいた次のステップとして、複合施設建設基本設計等業務委託の契約を結びましたが、この基本設計業務を担う事業者は、公募型プロポーザル方式により選定され、今年度末には基本設計業務が完了します。
　これらの内容については、町広報紙への記載や町のホームページへの記載で、町民への周知を図っているところであります。
　また、建設予定地の地質調査業務も進んでおりますが、今年度は、あと建設敷地の測量業務委託を計画しているところでございます。
　次年度においては、予算議決が前提となりますが、進めていく内容としては、実施設計の業務委託契約、用地買収、土地測量、登記業務委託、除外申請、転用申請、造成工事及び道路拡幅の設計業務などが掲げられます。
　次に、財源についてですが、先ほどの児玉議員の質問と答弁が重複しますが、国の補助事業では、新しい地方経済生活環境創生交付金、第二世代交付金を複合施設建設事業に活用できるかを内閣府地方創生推進事務局から対応している個別相談会に、令和７年１１月に担当職員が参加し、現段階での計画案を示しながらアドバイスを受けております。本交付金事業の交付上限額は、１事業当たり国費１０億円となっております。
　また、過疎対策事業債の公共施設マネジメント特別分の活用を検討していることから、県へも相談等を適宜行っております。国などの補助金と地方債のうち、交付税措置分過疎債の元利償還金の７割相当を最大限活用することで、町の実質負担を抑制していきたいと考えております。
　次に、維持に必要な金額と財源についてですが、こちらも先ほど答弁と重なる部分もありますが、新築の複合施設ということもありまして、当面の間は外壁や屋根の大規模な保守、空調機器の全面更新といったいわゆる大規模修繕は生じにくいと見込んでおります。建物や設備の耐久性を踏まえますと、本格的な更新や大きな修繕が必要になるのは、一般的には１０数年先の段階からだと考えております。
　こうした状況を踏まえますと、供用開始から当面、ランニングコストとして、主に発生するのは、光熱水費や浄化槽、消防設備といったものに関わる保守や委託料、そして人件費と見込んでおります。

ただ、現段階では、複合施設建設の設備仕様や施設運営がより具体的に決まっておりませんので、必要な金額の試算はできておりませんが、維持に必要な財源は、既存の施設と同様に一般財源で賄われていくものと考えております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

こちらの複合施設の計画基本構想・基本設計についても、先ほどの同僚議員の質問のほうで御説明いただきました。

東串良には、東串良町公共施設等総合管理計画というものがあります。こちらのほうも複合施設計画、関係ありますでしょうか。

議　長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中　島）

お答えいたします。

公共施設の管理計画のことでございますね。あれにつきましては、いろいろと建物の状況、更新なのか、維持なのかということで、いろいろ診断を行いまして、一応計画を立てているところでございます。

経済が成長しているときに、いろんな施設ができたと思います。その施設などがもう４０年５０年経過して、更新とかそういったのをいろいろと検討していかなければなりません。学校関係とかいろんな公共施設等がございますので、それを管理している計画がございます。

必要に応じて、そこはまた見直し等も行いまして、適切な判断の下、いろいろと工事等も修繕とか行っていく予定でございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

今回の一般質問で複合施設に関連する質問というのが、各議員さんから多く出ています。

なぜ、このように複合施設について、多くの議員さんから同じような項目というか、複合施設というテーマで質問が出ているか、町長はどのようにお考えでしょうか。

議　長（田之畑）
　町長。

町　長（宮　原）
　複合施設建設に対して、皆、それぞれの皆さんの意見があることは大事なことだろうと思っております。ありがたいですよ。そういう質問をしていただくことに対しまして、こっちはこっちでまた答弁しますので、まだあらゆる質問もあるだろうと思っております。それはそれでこっち受けておりますので、どうか質問いただければありがたいです。
　以上です。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　これは私の個人の、今回質問した理由というようなことになるんですけども、一番、複合施設必要か必要じゃないか、建てたほうが、建てないほうがいいかという前に、この複合施設を建てたことによって、財源が圧迫されるのではないか。その圧迫されたことで、私たちのサービスの制限だったり、税負担が増えたりとか、そういったことが起こるのじゃないか、そういった不安に関して、執行部のほうから説明があまりないと、そういったものが多くの方が複合施設に不安を持っていらっしゃる方の中にも、一定数いらっしゃるのではないかなと思います。
　財源の維持、確保についても先ほど答弁がありました。エネルギー使用量を抑えたりとか、点検とか、そういったもので、大規模な修繕に係る費用を抑えていくとか、いろいろと工夫をされる予定であるということもおっしゃっていましたが、では、実際、エネルギーどれくらい光熱費がかかるのか、どういったものを置いて、人件費どれくらいの人間を配置するのか。
　そういったものも全く分からない中で、建物の予算はあるけれども、その後の予算については、そして、その予算があることで私たちの生活にどのように影響されて、必要なサービスがちゃんと必要な人に届くように、そのために新しく財源の確保としてこういったものをしますとか、そういった提示もないまま、この計画が進められているように感じるので、私は不安に思っております。
　東串良の公共施設など総合管理計画、これは平成２９年３月、令和４年３月改定という形でホームページに掲載されておりました。この計画作成の背景について、少し読ませていただきます。
　我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきた。先ほど課長が言われた内容ですね。しかし、それらの公共施設の建設年数が３０年以上経過し、建物の老朽化が進み、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってます。一方で、近年の我が国の経済状況は低迷しており、財政

は危機的状況となっている上に、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少など、将来の財政状況は極めて厳しい状況にあると。こちらのほうでもそのように書いてあるんですね。

そういった中で、こういった複合施設、必要かもしれませんが、そのことにおいて町民に対する影響というのが説明がなければ、それは不安になってしまう、不安になっても仕方がないのではないかなと思っております。

例えば、そういったことに関して、行執行部のほうから今後説明をするとか、そういった計画があるのであれば、今、答弁いただけたらと思います。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

今、議員おっしゃるとおり、つくったものは老朽化していきますので、今現在、我が町にあるのも雨漏りとかひどいものですから、これを一体化しようということでの複合施設でございます。

これを、今あるものをまた放置していくこと自体、またいかがものかと思っておりまして、複合して、総合センターにしても、屋根の上には乗らないほうがいい、大丈夫ですよという。雨漏りがひどくて、どんだけ腐食が進んでるか、それも分かりませんけれども。

とにかく、形あるものは古くなり、先ほど言いましたけど、これは当然ですけれども、そこで財源という、自分なりにやっぱり蓄積し、基金というものを積立てできますので、基金は基金でですね。その中で、つくらなくてはならないものはつくらなくてはならないという、つくっていくのが行政執行部でございますので、そこはそこで、また理解していただければありがたいなと思ってます。

どこも、今、先ほど同僚議員にも言いましたけど、日本国中が老朽化しておりますので、その必要最小限のものはつくらなくてはならないということがあります。

それと、我が町、南海トラフ抱えておりますので、避難所というものも準備しなくてはならないという。それも念頭にございます。とにかく人の命を守るというのも大事なことですので、そこに、そういう複合施設に対しまして、そういう避難所としての考え方が一番重要でございますので、そこはそこでまた、せっかくつくるならそこをまた町民の皆様方が憩いの場として使えれば、なおいい案、考え方でございますので、そこはまた理解していただければありがたいなと思っております。

以上です。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

私のほうも、つくらないといけないものはつくらないといけない、理解していますし、放置していてはいけない。もちろん放置をしてはいけないと思っております。

ただ、こういった大型の施設、お金も結構かかりますよね。そういったものをつくるときに、以前同僚議員がおっしゃっていました、マネジメント、トータル的なマネジメントの在り方ですよね。そういったものがしっかりと行われていて、将来にわたる財政負担を可視化する。そういったことを可視化して、その中でどういった対応策がありますよということを説明していただけたら、きっと私たちも不安とかそういったものが少しでも払拭されて、この複合施設に関する説明も安心して聞けると思います。

やはり、どこもですけど、人口減少、高齢化、少子高齢化ですね、そういったものが進んでいる中で、次の世代に責任の持てる持続可能な施設マネジメントを行っていかないといけない。そのためには、アバウトな、こうしたい、こうしようと思ってますというようなものではなくて、できるだけ可視化できるようなそういった説明材料を持って、町民の方にしっかりと説明をし、本当にその出された内容でいいのかどうか、町民と交えて、しっかりと今後の町の必要な、大切なシンボルともなる複合施設に関して、いろいろな意見が交わされればいいのではないかなと思います。

いかに財源を生み出すかとか、いかに限りある財源を精力的に使うか、そういったものに関しては、本当にいろいろ頭を悩ませるところだとは思いますが、やはりつくってしまって、あとはその支払いというか、そういったお金が圧迫して、本当に必要なサービスが辞めないといけなくなってしまったとか、いろんなことが起こって、町民の安心した生活を脅かすような状態にならないように、ぜひまたこの相談というかあれも検討していただけたらなと思います。

次に、児童の通学の安全について質問いたします。

これまでも子供たちの安心、安全な通学に関する質問をさせていただきました。今回、通学路（横断歩道を含む）安全性について、町としてどのような計画があるか尋ねます。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

お答えします。

本町において、通学路に伴う計画はありませんけれども、本来であれば、そのような通学路の安全確保に伴う計画を作成する前に、各学校でのスクールゾーン委員会を開催して、学校が通学路指定を行っていただき、計画を策定することが最も効率的な、効果的な対策であると認識しております。

各学校スクールゾーン委員会は開催されていると思います。本町からも、担当職員に出席依頼があれば、通学路の危険箇所等の話合いの場に参加しておりますが、その席で、通学路指定の話は毎回されていただいております。多方面から通学する環境の

中で、全交差点に横断歩道の整備を行うのは限界があり、議員も御存じのとおり、横断歩道の整備は町ではなく、県公安委員会が整備することとなっております。もちろん修繕も含め、随時要望は上げさせていただいておりますが、県内全域を管轄している中、本町の要望箇所を優先的に実施していただくことは困難であります。

このようなことから、学校での協議の場では、肝付警察署の署員も参加していただき、毎回協議を行っているのが現状でございます。

なお、教育委員会部局の考え方もあろうかと思いますので、教育長にも答弁をお願いできればと思っております。

以上です。何かありますか。

議　長（田之畑）

教育長。

教育長（金　久）

お答えいたします。

交通安全、防犯や防災などから、学校管理下においても、児童生徒の生命を守る必要がございます。しかしながら、全国では、これまで児童生徒が登下校時において痛ましい事故に遭遇するという事案が発生しており、二度と繰り返すことのないよう、事故からの教訓等を踏まえた適時適切に取り組むことが求められております。

横断歩道があるから安全ではなく、横断歩道があるから、そこには人や車が集まってくるので、より注意する必要があると指摘する専門家もおられます。また、大人が危険な場所で具体的に子供に教えることが有効な教育であるとも述べておられます。

教育委員会としましては、学校に対して、横断歩道を渡るときは、青信号であっても一旦立ち止まって、左右を確認し、周囲の状況や車が止まったことなど、安全を確かめてから横断すること、歩行するときや信号を待つときは、車道からなるべく離れ、安全を確保すること、様々な場面や教育活動において危険予知トレーニングを実施し、危険を予知・回避する能力や、自分の命は自分で守る資質を身につけさせること、交通ルールやマナーを遵守することなどを児童生徒に指導するよう、管理職研修会等を通じて指導しているところでございます。

教育委員会としましては、今後とも、自分の命は自分で守る資質を身につけさせるとともに、関係機関と連携を図り、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

危険予知能力を育てる、本当に子供たち、危険予知能力、幼ければ幼いほどなかな

か十分ではありません。東串良ではないんですけれども、先日、鹿屋のほうにちょっと用事がありまして行きましたら、横断歩道があって横断歩道から見たときにも赤信号で、国道なので車もいっぱい走っている中で、鬼ごっこなのかな、そういった形で帰宅時に遊んでいる子供が飛び出して、大人のほうがそこを察知して、手前で止まって事故とかにはならなかったんですけど、やっぱり子供は、なかなか大人のほうが危ないよ、危険予知能力を育てましょうといっても十分ではない。だからこそ、周囲の大人が子供たちに対して、いろいろ配慮をしなくてはいけないんだなと、改めて思った場面を見せていただきました。

池之原小学校の裏の横断歩道についても、以前から御相談させていただいています。今おっしゃったように、横断歩道があるから危険という見解もあるかもしれません。ですが、横断歩道があるから危険というような見解が、もし一般的にあれば、全ての横断歩道は必要ないと思います。

横断歩道がなければ、子供たちがいろんなところから道路を渡ってしまって、やはりその危険予知能力、個々それぞれ違いますから、安全に守ることができません。なので、やはりそういった部分に関しては大人が気づいたところ、危ないかなって思ってることに関しては、環境も含めて整備してあげる必要があるのではないかなと思っております。

以前、相談させていただいた池之原の近くの横断歩道について、現在どのような形で計画されて、お話が進められているか確認してよろしいでしょうか。

議　長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中　島）

お答えいたします。

ただいま池之原小学校裏の横断歩道の件で御質問だったんですけれども、以前、議員からも調べてみますと、令和４年に御質問をいただいているようでございます。

やはり、子供たちの安全というものを、しっかりと確保しなければいけないということはこちらも考えておりまして、ちょっと時間がかかり過ぎてしまったんですけれども、現在のところ、横断歩道の設置につきましては、県の公安委員会が決定するもんですから、先般、県の公安委員会から、交差点設置の承諾が間違いないものとして連絡がございました。

正式に、今年度中には決定をするということでございましたので、今後はその関係予算を確保してから、設置については実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

２番　小川議員。

２　番（小　川）

ありがとうございます。そのように１つずつ、子供たち、もちろん子供だけではありません。生活道路なので、高齢の方含めていろいろな町外の方も含めて使われる道路なので、様々な方の安全が少しでも確固たるものになるということに関しては、本当にうれしく思いますし、執行部の皆様の活動によってそういった計画が早く進んでいると思いますので、本当にありがたく思っております。

生活道路に関しては、２０２６年９月から３０キロへの制限制度が始まるんですかね、そういったものも始まるということで、本町においても、また様々な安全に関する道路の見直しなどなども必要になってくるかもしれないので、そういった面について、より子供、子供も小さい子から高校生含めて、また大人、年配の方も含めて、多くの方の安全が守れるような、そういった道路の検討をしていただけたらなと思います。

また、先ほど同僚議員のおっしゃっていた電灯についても、やはり暗いと犯罪が起きやすかったり、子供たちが不安になったりとかしやすいんですよね。先ほど、個人の所有物に関しては、個人でお願いしたいというようなそういった答弁があったとは思うんですけども、企業との協賛というのが最近よく耳にすると思うんですけど、持ち物は個人だとしても、そこに何らかのその方たちが安全を確保できないようなそういった訴えがあるのであれば、頭からできないではなくて、防犯上どうかな、ある一定だけではなくて、トータル的に見てやはりそういったところに電灯があると、安心して、みんなそこの道路を使うことができるかもしれないとなったときに、はなから否定をするのではなくて、どういった予算だったら、どういった支援だったら町ができるかななど、前向きな見解をして進めていただけたらなと思っております。

今回は、先ほどの同僚議員の質問ではできないということだったんですけども、そういったものも含めて、こういった相談に関しては、はなからできないではなくて、できることは何か、なぜできないかなども含めて、容易に検討して、今後も皆様の安心・安全なまちづくりに検討いただけたらと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議　長（田之畑）

これで、小川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。

休　　憩　午後　３時０１分

◇

再　　開　午後　３時０９分

副議長（児　玉）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が一般質問を行いますので、副議長の児玉が議事を進行します。

一般質問を続けます。

１０番　田之畑稔議員の発言を許します。
１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）
私も、久しぶりに一般質問でありますけれども、今現在、町内で盛んに、町民の間で関心事として議論されておりますのが複合建設の問題でありますので、私もいろんな人たちと話をする中で、いろんな意見があります。その意見について、私も全てに答えられるような状況でないわけでありまして、そういう中で、この施設計画はもうどんどんどんどん執行部のほうで計画が進められていると、そういう現状でありますけれども、あえて質問をいたしたいと思います。
まず、複合施設建設計画についてのこの建設の目的と意義について、再度、町長から説明を聞きたいと思いますので、もう１回重ねて答弁を願います。

副議長（児　玉）
町長。

町　長（宮　原）
お答えします。
まず、複合施設建設の目的です。
本町では、老朽化が進む公共施設の課題や、町民の皆様の声を踏まえ、将来の東串良町を見据えて、町民の利便性が高く、安全で効率的、効果的な公共施設の在り方を示すために、この基本構想・基本計画を策定しております。
背景には、人口減少、高齢化の進行により、行財政が一層厳しくなる見通しと、公共施設の一斉老朽化があります。複合化、集約化を通じて、廃止、更新、統廃合、長寿命化を計画的に進め、財政負担の軽減、標準化と最適化、最適配置を図っていきます。
また、公共施設は災害時の対策拠点でもあります。複合化は、利便性の向上だけでなく、人が集まることで町の活性化にもつながります。
さらに、本計画は、諮問を受けた検討委員会で協議、検討を重ねた内容が答申として町長に提出され、その内容を踏まえて策定しています。住民アンケートや説明会、ワークショップ、パブリックコメント等を経て、令和７年３月に取りまとめており、住民の合意形成を反映した計画でございます。
次に、複合施設の意義、期待される効果です。
１点目は、住民生活を支える新たな拠点となることです。子育て支援や福祉行政サービスの連携を充実させ、次いで利用もしやすい、毎日使える施設を目指します。
２点目は、誰もが使いやすいアクセス拠点であることです。国道２２０号や物産館との結束を生かして、モビリティパブとして、多様な移動手段が対応します。ユニバーサルデザインや分かりやすいサインで、あらゆる方に優しい施設にします。
３点目は、住民に誇りとなる施設に育てることです。自然と特性を感じられる空間

づくりに配慮し、ソフト事業を充実させながら住民福祉と社会教育の向上を図ります。

４点目は、経済的、効率性です。汎用性の高いスペースの対応と、利用やコンパクト化により、整備費や光熱費などのランニングコストの低減を図ります。

５点目は、防災力の向上と安全な立地です。浸水想定区域等のリスクを考慮して候補地を抽出し、町域をカバーする指定避難所機能を確保します。

６点目は、町民参画に基づく合意形成と事業繁栄です。各種団体代表や公募委員、外部識者で構成する検討委員会を設置し、アンケートやワークショップ、住民説明会、パブリックコメントを重ね、立地や機能の検討に住民の意見を反映してきました。

本計画に基づく複合施設は、老朽化と財政制約という課題に対応しながら、住民サービスの質を高め、防災力を強化し、交流とにぎわいを生み出す町の新たな拠点です。ユニバーサルデザインで使いやすく、コンパクトかつ多用途で、運営効率にも優れ、将来世代に負担を先送りしない持続可能な公共施設運営を目指してまいります。

以上でございます。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

今、町長から全てのことについて説明を受けたわけですけども、当然、町民生活、福祉の向上につながることはもう当然のことでありまして、私が町長の説明の中で、どうしても、何て言いますかね、納得し難い、納得し難いというよりもなぜそこを言わないのかというのが、私は、この複合施設は老朽化したから総合センターと福祉センター、そういうものをもう一つにまとめてしまうんだよと、もうそれは基本的に当然のことだと思うんだけども、その内容についても、町民のための雇用の場、利便性、様々言われますけれども、私はこの施設の意義、これだけの事業を予算をかけてやろうとしてるんなら、これはもう当然、町の、東串良のシンボルとして、その他の市町村に誇れるような施設であってほしいと思うわけですよ。

そのことが、町のこの飛躍の格好をなす施設なんだと。もう町民の福祉は当然のことだけれども、このシンボルを基にして、そして、町外からいろんな人がこの町に入り込んでくるというその受皿をどうやってつくるかというのが、これからの課題だと思ってるわけですね。

だから、ただつくるだけでは駄目なんですよ。つくることによって、これを核として、この町をどのようなまちづくりをしていくのか。例えば、人口減少対策に対してどう対応していくのか、産業の振興のためにどういう手だてをしていくのかということを示していかないと、この施設をつくる意味というものがないと思うんですよ。

ただ単に、町民の利便性を図るというんであるならば、総合センターは総合センターで、福祉センターは福祉センターで別々に作ってもいいはずです。それだけの資金もかからないはずですよ。

ここに一つにすることの意味というもの、それがどうやってこの東串良の発展、振

興につながっていくのか。また、どうやってつなげていくのかというところが、もっと町長自らは、庶民に説明をして、それで納得をしてもらうように、このためにこのようなことをするんですから、町民の皆さん、これは将来の子供たちのためなんですよと、まちづくりのためなんですよということを、もっと力説すべきだと思うんですが、町長、どうでしょうか。

副議長（児　玉）

町長。

町　長（宮　原）

今、議員おっしゃるとおり、なぜつくるのかという、町外からのそういう今、我が町、志布志町と鹿屋市のちょうど真ん中でへその町です。

ちょうどこの間の相撲、２年続けてやっておりますが、石見神楽を去年、今年またやっていただきました。去年は総合センターのほうでやりましたら、４００人の席に立ち見ができるぐらいでした。そして、今年は体育館のほうでさせていただきました。そうしたら、６００席に対しまして、それまた満席、埋まっておりまして、物すごい集客力があるのが、我が町だろうなと思っておりまして、それと、ｏｕｔｓｉｄｅもそうですが、あれやり出すともう最初の年は１万人、そして２年目が８，０００人、初日でですよ。今年は５，０００人でしたけれども。

それだけ、集客力はあるというのが我が町の持ってるあれでもあるだろうと思っておりまして、それが定住、移住につながるかどうか分かりませんけれども、それだけのことをやってる町が、この大隅地域では我が町が一つだなと自負していることもまたありまして、そういうイベントとかを重ねながら、町の交流人口というのは増えていけばありがたいなと思っております。

今、議長のおっしゃるとおり、人をなぜつくるかっちゅうことと、それと、なぜそれを、もちろん使うのは町民ですけれども、町民の方々がそれぞれ、新川西のルピナス会の小蓬原さんと語ることがちょっと文化祭のときありまして、そしたら、小蓬原さん、どうです、あなた方、こういうイベントをやっていらっしゃいますが、どんだけの席が必要ですかっていったら、いや７００席が欲しいんですねといっていったら、すいませんが今度の複合の場合は４００がちょっと、椅子を並べて５００席ぐらいになります、ちょっと狭いですねということもおっしゃいまして、そんだけ、もしできたら使えますか、もちろん使わせていただきますということもいただきまして、そういうイベントをされる方々、そういう複合を使いたいという希望はあるようでございますという形で、いろいろと今から広報も打っていきますけれども、そういう使いたい方がいらっしゃったら、それはそれでありがたいなと思っております。

それと、先ほど同僚議員のほうからありましたけれども、災害というものはいつ来るか分かりませんけれども、そして、火災で避難された方々とか、それと地震で避難される方々、それと津波とかそういうことがありまして、そういう中で、敷地が広げるようなパーティションを準備してございますけれども、中にそういうパーティショ

ンを準備できる施設でないとまた困るなと思っておりまして、そういう形で集客力はあると思っておりますから、これだけは理解していただければありがたいなと思っています。

以上です。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

私が求めてることとはちょっと意味合いが違うんですけれども、これからおいおいまた機会はあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、この施設が将来的に負の遺産になりやしまいかということが、町民の中で最も心配されていることなんですよね。つくったはいいけれども、つくった当初はいいでしょうね。

ところが、そこ３年後、５年後、１０年後となったときに、この施設がどういう状況になるのかと。言わば負の遺産として、何でこんなものをつくったのかと言われるような状況でいかんわけですよ。

だから、そうならないための対策ということ、それは何かというのは、中のサービスの問題じゃないんですよね。それを生かして、外部の方々が、町をその施設で行われるいろいろなイベントとか、そういうものに参加しながら、この町はいいなと、この環境はいいなと、じゃあここに住んでみようとか。町長が言われるように、住んでみたいまちとか、住みたいまちとかというような、そういう状況になっていかなくちゃいけないわけですよね。そのためには受皿をつくらなくてはいけない。

では、受皿をどうやってつくっていくのかと。本町の場合は定住をやりました。これは一つは成功例だと思いますよ。今後もそういうことも必要になるかもしれない。空き家対策も必要になるかもしれない。または、さっき同僚議員からも出てますけどもね、いわゆる、農林水産業、本町の一次産業である振興のためには、新規就農者をどうやって呼び込むかとか、そういうことにもつながっていくと思いますよね。

だから、そういうことの受皿を、今からやっぱり段取りをしておって、ここの施設をつくれば、人がみんな注目してくれる、寄ってくれる。それによって、この東串良に住みたいと。ここで働きたいと。そういうようなね。

東串良は、志布志にも近いし、鹿屋にも近いわけですよね。環境としては非常にいいと思うんですよ。若い人たちがここに住んで、それで、ここに働く場がなければ志布志でも鹿屋でもどっちでも行ける。そういう環境にあるわけだから、そういうものを、その先々の仕かけ、取組というものを考えて、あわせて、この複合施設の建設についての説明をしていかないと、ただつくっただけでは、やはりどうなのかなと、心配だよなと、こういう意見が多いということですよね。

その点を留意していただきたいということ、通告したことについて包括的になりますけれども、例えば、基本設計業務委託の進捗状況なんですが、いろいろ資料いただいておって、その業務のいわゆる工程表みたいなもの、そういうものもありますけれ

ども、この業務の進捗状況ですが、この計画どおりにまず進んでるのかどうか。その点を教えていただきたいと思います。

副議長（児　玉）
　町長。

町　長（宮　原）
　お答えします。
　複合施設

　基本設計等業務委託の受託者である事業者においては、仕様書記載の業務に対し、着々と基本は進められております。
　設計業務のうち、一般業務に当たる建築基本計画・基本設計に関わる標準業務、建築構造基本設計に関わる標準業務、電気設備基本設計に関わる標準業務、給排水衛生設備基本設計に関わる標準業務、空調・空気調和設備基本設計に関する標準業務は、現在作図を進めており、最終的に基本設計図書として納品されます。
　また、基本設計書概要版の作成、透視図、概算工事工程表も現在作図を進めており、最終的に、基本設計図書として納品されます。
　次に、議会説明等に必要な資料作成や庁内検討委員会に必要な資料の提供についても、必要に応じて、適時適用し提出されております。
　次に、申請手続等の支援業務においては、開発協議について県庁との協議を実施され、現在想定している施設用途であれば、開発申請は不要との内容と、盛土規制法に関する協議では、１メートル以上の切り盛りが生ずるため、盛土規制法の対象となることと、今後、測量を実施し、実施設計において詳細な協議が開催される見込みとの報告を受けております。
　また、その他の業務のうち、住民参画支援では、９月２６日に第１回のワークショップを開催し、福祉施設の運営検討支援では、サウンディング、企業のリスト先の調査が今後、実施されます。
　事業者においては、町との定例会議を踏まえながら、基本設計業務を進められておりますので、契約期間満了の年度末には業務は完了するものと確認しているところでございます。
　以上でございます。

副議長（児　玉）
　１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）
　予定どおりなのかどうかあれですが、この基本設計業務の中なんですけども、様々なこの基本設計業務についての内容が町の方針において報告されてるんですが、資料

においていろいろありますけれども、例えば、この基本設計業務の中で、１１月までで、ほとんど平面とか立面というのは、１１月の段階で一応設定されるようなふうに受け止めてるんですけども、要するにこの平面、立面図、断面、そういうものについては、もうほぼ固定されたというか、そういう状況になってるわけですか。その点を聞きたいと思います。

副議長（児　玉）
　企画課長。

企画課長（浜　屋）
　お答えいたします。
　今のところ、平面図の確定ができておるところです。平面図できてるところです。
　今回、今度１２月の１８日にワークショップがあるんですが、そのときにＢＩＭという３Ｄでバーチャル体験ができる施設の見学というか、視聴して、どういう施設ができるのかと、建物を立体的に体験できるものが、次のワークショップの中では準備がされます。
　以上です。

副議長（児　玉）
　１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）
　平面はもうほとんどできてるというような話ですが、平面ができてるということは、もうその中の今まで示されてきた計画的な案、そういうものについては、もうそれで予定どおりに進められると、そういうふうに受け止めてよろしいわけですか。

副議長（児　玉）
　企画課長。

企画課長（浜　屋）
　お答えいたします。
　基本構想・基本計画の中に盛り込まれている諸室や機能性を兼ね備えた施設等が、図面の中に盛り込まれてる内容となっております。
　以上です。

副議長（児　玉）
　１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

ちょっと具体的な話になりますけれども、この施設建設における民間の活用という点ですけども、例えば、平面の中でうたわれているカフェや図書室、あるいは会議室、駐車場などには、民間活力の導入を検討すると。町の負担を軽減しながら、運営を豊かにする仕組みを想定としているが、サウンディング型市場調査というのは、実施されたのかどうか、それについてはどうなんですか。

副議長（児　玉）

企画課長。

企画課長（浜　屋）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、事業者のほうにおきまして、サウンディング企業というもののリストアップがされて、今後、事業者においてサウンディング調査が行われるところです。

以上です。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

サウンディング調査が今後行われるということですけども、平面等の、何て言いますかね、これを決めるためには、サウンディング調査というのは、早いうちにやっておかなければ、例えば、カフェとか図書室とかそういうほかの中のものを、民間に、例えば委ねるとか、民間の活力を使って、民間でその中のものを経営していただくとかというようなことを進めるんであれば、それであればその希望者があるのかどうか。そういうところの調査というのはするという意味が、このサウンディング調査の意味であるわけですから、そういうことをやることによって、町で今、以前は、町で全部抱えるというような発言もあったわけですけども、町で全てをやるというのは相当な経営がかかる。だから、その部分を少しでも削減するために、民間をどのように活用していくかということで、今こういう計画にうたってあるわけですよ。

ところが、うたっているけれども、それを実施しなければ何も意味がないわけで、すべからくこの構想というのは非常にいい絵が描かれている。絵は描かれているけれども、果たしてそのとおりになるのか、絵を描くことは誰でも描けるけども、それを現実に実現するための対策というものが、ちゃんと取られているのかというのが問題なんですね。

だから、そういう意味でこのサウンディング調査そのものも、ぜひこれをやって、そして、なるべくなら民間の活力、民間の力を借りて、そして、この施設が最小限の経費で運営できるような形というものをつくっていくべきだと思うんですが、その点についての考え方を聞きたいと思います。

副議長（児　玉）
　企画課長。

企画課長（浜　屋）
　お答えいたします。
　サウンディング調査については、委託事業者において実施を行うんですけれども、定例会議、１１月に行った時点で、受託者のほうからリストアップがされておりまして、用途的に飲食とかカフェ、それから、フィットネス、健康、学習、文化施設、それからシェアオフィス、会議室、体験観光、子育て支援とか遊具、その他について、企業等に意向調査とか、どういうものがあるかとか、もしこの施設に入るんだったらどんな間取りがいいですかということも含めて調査が行われていきます。
　以上です。

副議長（児　玉）
　１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）
　要点だけお尋ねをしていきたいと思うんですけれども、先ほど申しましたように、なるべくこの施設の建設に当たっては、最大限やはりみんなで努力して、業者に委託したからということで業者に丸投げにならないように、やはり、主体は町なんですから、やはり町であり、ちゃんとして、監視というわけじゃないけども、打合せをしながら、一緒になってこれを進めなくてはならないと思うんですよね。
　だから、本来は、議会のほうからも話がありますように、このような大きな事業については、議会とも連携をしながら、お互い説明をしながら、私は、町長、政治とか行政にとって一番大事なものは何かというと、やっぱり説明力だと思うんですよね。説明をいかに分かりやすく、誠意を持って説明をするかということ、そのことが一番大事なことだと思いますよ。
　だから、そういう意味で、今後も、やはり必要に応じて、聞かない議会も悪いと思うんですよね。聞かない議会も悪いけれども、できるなら、その情報を持っているのは執行部なんですから、執行部のほうから丁寧な説明もお願いしたいと思います。
　それに合わせて、この複合施設建設の重要さについてなんですけども、以前、令和６年１月の広報東くしらで、新たな公営施設の整備についてということで、町民の皆さんに詳しく掲載した広報紙が出されてるわけですね。その中で、施設整備に係る財源について、複合施設建設に係る費用の総額が、仮に３０億円だとした場合、想定している財源内訳は次のとおりですとして、その内訳が書いてあるわけです。
　費用の総額は、仮に３０億円とした場合、国からの補助金を４０％、１２億円としてあります。それで、過疎債を７億円としてるわけです。そのほか、一般財源、町のふるさと納税金とか、そういうものを充ててということになってるわけですよ。これ

は、仮に当時、仮に３０億円としたその根拠、なぜ３０億円にしたのかというのは、当然町としては、この複合施設を建設するに当たって、大体３０億円ぐらいかかるんじゃないかというもくろみで出されたんだろうと思うんですよね。

その３０億円とした根拠と、それから国からの補助金を４０％、１２億円としたその理由、それから過疎債を７億円としているわけですね。当時のこの令和６年１月の広報誌に掲載したこの内容、これはどういう理由でこのような掲載になったのか、まずそこから示していただきたいと思います。

副議長（児　玉）

総務課長。

総務課長（中　島）

お答えをいたします。

議員がおっしゃいますとおり、当時、そういった内容で広報誌に掲載させていただきました。ここにも書いてありますとおり、仮の金額ということでございまして、これにつきましては、基本構想・基本計画の業者から、ある程度の金額ということを示してもらったわけではなくて、あくまでもこの施設をつくるに当たって、全額を町の財源で支出するものではないですよということを前提に、そこを御理解をいただくものとして、分かりやすい金額を３０億円としたところでございます。

この３０億円は、先ほども申し上げましたが、設計業者から算出をしてもらったものではございません。あくまでも、当時複合施設などで対象となる補助金、そういったのは４０％を上限にあるということでございましたので、仮の金額でありますけれども、３０億円であれば１２億円、そして、残りの金額というのを過疎債を使ったりとか、基金を使ったりとかして、こういった形でやっていくんですよと、金額が大きい、やはり施設でございますので、町民の皆様方にも全て町の財源で支出するものではないですよということを御理解をいただくための金額でございました。

以上でございます。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

今の答弁では到底、というのは、町民はこの広報誌を読んで、こういうふうになるのかと、こういうふうなことなのかというふうに、これを例えばといっても、仮にといっても、これを見て、これを信じるわけですね、町としてこのような計画でいるのかということで信じると思いますよ。

私なんかも、最初見たときには、こういうことかと。これから見れば、これはどうかと、そんなふうにみんな思うわけですよ。ところが、まだこれは令和６年のことですからね。今年、令和７年になって、これが要するには、５０億円というような事業

費を、町長のほうからも示されたと。

そして、その５０億円の内訳が、国からの補助金が今度は３０％だと、こういうことになってますよね。だから、これは同僚議員のさきの定例会における一般質問の中で、町長の答弁が、本計画の概算事業建設費は、建設までの総額約５０億円と見込んでおり、国の財源内訳は、国と補助金を総事業費の３割程度を見込み、１０億円を充当と、地方債は約３０億円を見込み、内訳の中心に過疎対策事業債を活用すると、こういうようなことになってるわけですよね。

それで、これから行けば、国の補助を、要するに３割程度ですね、幾らになりますか、１０億円以下になりますよね、５，０００万円ですか。あと、過疎債は３５億円と。これで５０億だと。こういうような受け止めになるわけですけれども、これも一応のいわゆる見込みであるわけですか。根拠のある数字ではないわけですか。どうなんですか。

副議長（児　玉）

企画課長。

企画課長（浜　屋）

令和７年４月号の町の広報誌でも、今度、令和７年３月に策定した基本構想・基本計画の時点で、事業費の概算が算定されました。その中で、複合施設に係る部分で、土地の造成だとか、建物の建設、それから外構部分、それから、設計監理料を踏まえて事業費が盛り込まれ、今回、この広報誌等でお知らせしている事業費５０億円は基本計画の時点で、事業者のほうで積算していただいた部分で載せておりますので、大体近くはなっているんですが、ただ、今、経済のほうでは物価高とかもありますので、今後の見込みによっては、上がるのか下がるのかはちょっと言い難いんですけれども、今の時点でつかめている部分が５０億円ということでございます。

以上です。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

本当は、この事業費、建設費の数字というのは、実施設計をしないと決まらないわけですよね。積算をしないと決まらないわけですよ。

ただ今は、基本設計の段階で、大体これぐらいかかるんじゃないかという見通しであって、だから、場合によっては、その実績の中で使う材料とか、工法とか、様々な方法によっては、この予算、事業費というのは縮小できるかもしれないわけですよ。だから、それは執行部が、町長がどのような意向でこれを進めるかということですよ。言われたままで進めるんであれば、これぐらいかかりますよと。これをもう少しでも、財源を縮小する。そのためにはこういう工法を取れないかとか、こういう材料にして

くれないかとか。仕様書の中で、それをこのようにうたってくれないかとか、そういうことはこれからもあり得ることだと思いますよね。

だから、今のところ５０億円というのは一応の見込みであって、最終的には実施設計において確定をすることなんですよということも、ちゃんと我々も承知しておかなくてはならないことですが。

ただ、この複合施設のこの財源なんですけども、町長は先ほどから、言わば、何て言いますかね、いわゆる地方創生に関する総務省の事業を、今検討して職員を出してるというんですけれども、この複合施設の建設とか運営に関する補助金は、この施設の目的やその機能によって、いわゆる管轄省庁や制度が異なるわけですよ。だから、本町の場合に、例えばその総合センターと福祉センターを、これを一つにするとした場合に、どっちのほうを主体として、その制度の補助を受けようとするのかですよ。

だから、例えば、総務省の事業もありますよ、あるいは厚生労働省の事業もありますよ、国土交通省もある、経済産業省もある。様々な省庁のその制度というのはあるわけですよね。

だから、その中のどの制度を、いわゆる適用したほうが、使ったほうが本町にとって有利なのかということの検討も、やはり役場内でやっぱせなあかんと思うんですよね。

それでまた、町長が、よく上京して陳情と、活動されるわけですけども、トップセールスで上京して行かれるんであれば、今のうちから各省庁回って、いい制度を探し出してくると。そういう活動が必要だと思うんですよね。

だから、今言われている数字も、全く当てにならない数字なんですよ。一応予定です。ただ、これをもくろんでやってると。過疎債もそうじゃないですか。今、事業を計画しているのは総務省の事業を、今、職員を出して勉強会に出してるという。過疎債も総務省でしょうよ。

だから、そういうことも含めて、ほかの省庁の事業というものも有利なものが複合的に使えないのかどうか。そういうことも、もっと検討して、町長自らやはり活動をせないかんと思うんですよね。

ある町の我々が調査に行った町の町長は、小さい町の町長でした。１回、中央陳情に行くたびに、５，０００万円予算を取ってくると言ってましたよ。驚きましたけどね、そういう人もいると。

だから、うちの町長も、もっともっと上京して、それで、省庁を自分で回って、森山先生もいるわけですから、紹介していただいて、回って、そして、どの制度があって、どの予算が一番我々にとって有利なのかということも、これからも検討していただきたいと思います。

私、心配するのは、給食センターをつくったときの、いわゆる国からの補助金というのは、学校施設環境改善交付金といって１億円でしたよね。１６億円の事業をやるのに、国からの補助金は１億円でしたよ。今回、うちのこの施設をつくるのに、５０億円という想定の中で、国からの補助金が幾らもらえるのかと。役場として、今まで１０億５，０００万円ぐらい、３０％ぐらいを見込んでいるといいますけれども、さ

きの今、総務省の地方創生に関する制度によっては、上限が１０億円だとなれば、とても上限１０億円いっぱい来るはずがないということになりますよね。

だから、国の補助金あるいはまた過疎債の３５億円というものも、実質的にそれが３５億円も借りられるのかどうかということですよ。

今、本町における、要するに財源というものを考えたとき、今でも過疎債がいわゆる公債費っていうのは、どうですか、６０億円ぐらいあるわけですかね。今、地方債の残高が、今回補正も含まれてますけれども、大体６８億円ぐらい、地方債の残高はある計算ですが、間違いないですかね。

副議長（児　玉）

総務課長。

総務課長（中　島）

地方債の残高につきましては、正式な金額としましては令和６年度決算末で、６２億円程度となっております。

また、補正予算の一番末尾のほうに、当然償還する分もありますし、また新規で借り入れる部分もございます。今回、補正予算のところの最後の末尾で出てくる数値を、今のところはそのような状況になっておりますので御確認をいただきたいと思います。

令和６年度末では、６２億円という金額でございます、約ですね。

以上でございます。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

今、総務課長が説明したのは、令和６年度末時点での地方債の残高が６２億円ということですよ。

だから、本年度、当然また借入れをしているわけですからね。今度、今補正に出されている予算書を見れば、６８億円ですよね。それは、現状はそうなってるじゃないですか。だから、現状をって聞いてるわけで、令和６年度末のことを言っているわけじゃないわけですね。

それに合わせて、本町の財源の積み立てなんですけども、積立残高は、この資料によれば、大体５０億円あると。ほかのものまで、土地開発基金等も入れれば、大体５１億円からになるわけですけども。

こういうことで、いわゆる本町の積立金の残高は５０億円から５１億円程度あるということ、それは間違いないですかね。

副議長（児　玉）

総務課長。

総務課長（中　島）

今年、令和７年５月３１日までの積立金につきましては、合計で約５５億４，０００万円という金額でございます。

それで、その５１億円というのは、当然補正予算では、基金からの繰入とかいろいろ行っておりますが、はっきりと確定したものではございませんので、当然に財政調整基金からも、当初予算で繰入れを行っております。途中、補正予算等でそれは返済という形で落としたりしておりますので、まだそこは不確定要素があるわけでございまして、はっきり申し上げられるのは、令和７年５月３１日現在の基金積立額としましては、約５５億円ということでございます。

以上でございます。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

今、総務課長から説明がありましたけれども、以前、委員会のときだったと思いますけども、総務課長が、金はありますと、本町は、いう発言があったわけですけども、確かに本町は金はあるんですよね、財源はあるんですよ。５５億円も積立金があるということですよ。

だから、この過疎債は借入れがこれだけあっても、言われるように、交付税措置で７割が返ってくるんだということを考えれば、本町は財源的には、もちろん交付団体ですけれども、まだ財源的には余裕あると。

極端に言えば、この複合施設だって、何も補助金はなくても一般財源だけでもつくれるよというぐらいのものはあるんですよね。

以前、うちのこの庁舎をつくるときの当時の町長は、国の補助金はもらわないと、一般財源でつくるということでやりました。国の補助金をもらえれば、国の検査があって、いろんな規格があって、基準があって、そういうこともありますのでということもあったんですよ。そういうことはする必要はないんですけれども。国の補助金とか、そういう借入れというのは、最大限有利なものは借りてつくるというのは当然なんですが。

ただ、ここで、これだけの財源的なまだ余裕も、これはもう本町の財政そのものが、いろいろ内容的には、例えば、財政力指数も０．２８とかって言われるよ。以前は本町は、備蓄基地をつくった段階では０．５ぐらいありましたよ。それがだんだんだんだん少なくなってきて、昨年ぐらいまでは０．３６ぐらいあったのかなと思ってましたところが、今の状態では０．２８だという。これほど財政力も落ちてきている。

だから、これはもう実質収支比率にしても、実質公債費比率にしても、経常収支比率にしても、やはりだんだんだんだんこの状況は悪くなっていくわけで、例えば実質公債費比率が、今、７．８ですけども、今回、例えば３５億円の過疎債を借りられる

としたときに、本町の過疎債の借入額が、いわゆる公債費そのものが１００億円になってしまうと。１００億円になった場合の公債比率はどれだけになるのかということですね。そこ辺りの試算はありますか。

副議長（児　玉）

総務課長。

総務課長（中　島）

当然に、大きな金額でございますから、そこ辺りは私どももシミュレーションをいたしております。

確かに、午前中、同僚議員からのお話もありましたとおり、個人で家をつくるということで、非常に大きな金額でございます。町にとりましても、これは一大事業でございますので、当然にそういった事業という場合には、過疎債等を活用した場合に、短期間で返済するものではなくて、個人の家でもやはり３０年ローンとか組むわけでございます。

同様に、町としましても、過疎債、特別分ですね、これはまた通常の枠とは違いまして、また大きなこういった複合施設に対しては対象になるということでございますので、当然期間も長くなります。２５年から３０年という返済も可能でございます。そうすることによって、平準化を図ることによって、毎年度の公債費というものも落としていきまして、仮に、この複合施設を建設したといたしましても、実質公債費比率は、約１１％台ですね。１２％はいかないという計算になっております。

当然、全額を町が返済するわけではなくて、普通交付税措置も７割ございますので、それはまた交付税という形で措置をされます。そこ辺りも十分含めまして算出をいたしておりまして、１１％台ということになっております。

本町は現在、実質公債費比率は７．８％、３か年平均でですけれども、これは令和５年度決算、国が公表しているやつですけれども、類似団体、本町と同じような町というのが、全国で人口規模、それから産業構造、大体７７自治体ございます。その実質公債費比率を見てみますと、９．３％という令和５年度決算でなっておりまして、類似団体と比較しましても、まだ少ない金額であると。

そして、複合施設を建設しても、実質公債費比率１１％台ということで、それがずっと続くわけではなくて、当然返済も終わっていくものもございますから、数年は１１％台が続きますけれども、その後は、また一桁台に戻っていくというような状況を、現在把握をいたしているところでございます。

以上でございます。

副議長（児　玉）

１０番　田之畑議員。

１０番（田之畑）

仮に、この複合施設の建設によって、３５億円の起債を受けたとした場合に、これが実質公債費比率が１１％台になるという説明ですけれども、これだけをやるわけではなくて、今後もこれ以外の事業というものは当然やらなくちゃいけないわけですよ。だから、これだけに限ったわけじゃないわけですよ。

だから、この実質公債費比率が１０％を超える、１１％ということは、本当は１０％以下が望ましいわけですよね。だけど、それを幾分超えてしまう。また、ほかの事業、まだこれからいろんな事業があると思いますよ。学校の建設も、あるいは、さっき町長が言ったような柏原の消防の詰所の問題もあろうし、まだほかにも道路の問題もあろうし、いろんな問題があって、なるべくなら過疎債の適用がされるんであれば、借りたいという意向だろうと思いますよね。ほかの事業も含めてですよ、公債はいろんな制度があるでしょうけども。

だから、そうなると、やはりこの実質公債費比率が高まってきて、結局は、今でさえ年間７億円程度の返済があるわけですよ。これをどんどんどんどん返済の額も増えていくことになるわけですよね。

だから、そういうことを見越しながら、この計画というものについて、やはりこれでいいのかということを、ちゃんとなるべく何とか改善する方法はないかとか、そういうことも含めて検討しながら、私はつくることを駄目だと言っているつもりは何もないんですよ。

つくるんであるならば、やはりなぜこれをつくるのか、これをどう活用するのかですね。そして、それをどうやって最小限、これを切り詰めて、財源をですね、今有利な方法でこれができないかと。

先ほど、町長の答弁の中で、ほかの議員の中で、この事業をやるについて当然ほかの事業に影響ありますよという話があったんですね。ほかの事業に影響があっては困るわけですよ。

本町の場合は、当然町の振興計画とか、過疎地域の自立促進計画に基づいて、いろんな事業が計画されているわけですよ。そういう事業が、ただ複合施設をつくるためだけに、そのために過疎債をたくさん借りなくちゃならん、借りたい、そのほうが有利なんだと。だから、過疎債をより多く借りたいということで、ほかの事業を、過疎債を使ったりなったりするよりも、こっちのほうにまとめて借りたほうがいいというような考え方で、ほかの事業を待てと、先送りだというのは、これはちょっと違うんじゃないかと。

一般財源でも、町の積立金、ほかにもいっぱい金はあるじゃないかと。なぜこの金をこれだけためておかなくちゃいけないのか。ためておく必要はないですよ。さっき、今度の物価高対策に対して、結局１人当たり１万７，０００円ぐらい何かこぼすというような話がありましたよ。だったら、町の一般財源のお金をあと３，０００円足してあげて、２万円にしてやったらどうかとか。金というのは、町のお金じゃないんですよ、町民の金なんだからね。

町民の金なんだから、何もこれだけ金をため込んでおく必要ないじゃないかと。だから、そこは町長の知恵ですよ、腕ですよ。だから、ある金は、なるべく町民に還元

しなさいよと。農業振興のためにも使いなさい。ほかのことにも使いなさいよと。何もためておく必要はないよと。補助金がやろ、過疎債が借りれなくても、町の一般財源で単独事業ででもやればいいじゃないかと。そういう気持ちでやっていけば、複合施設の問題についても、町民の理解はいただけると。

だから、そういうことを皆さんでよく検討していただいて、私はこの複合施設はよりよい複合施設にしてもらわなくちゃいけないし、そのための努力を、町長が自ら情報発信をして、いろんな会合等に出るわけですから、町長が先頭に立って、町民によく、丁寧に説明をして、何のためにこれをつくるのか、将来の子供たちのためですよと。将来のまちづくりのためですよと、そういうことを一生懸命やっぱり説明はせないかんですよね。

その意気込みを最後に聞かせてもらって、終わりたいと思いますけども、答弁お願いします。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）

議長おっしゃるとおり、私も言葉足らなかったかなと思いますけれども、こうして、東京出張とかそういうようなとこいって、各省庁に出向いて、もらえるもの、いただくものというか、こういう補助があるならそれなりに、また、口ありますので、お願いに行きたいと思っております。

副議長（児　玉）

総務課長。

総務課長（中　島）

すいません。ちょっと私の説明不足のところもございまして。

先ほど、議長からの実質公債費比率をお聞きされました。それで１１％台ということを申し上げましたけれども、それは複合施設だけではなくて、通常毎年、仮に制度がずっと続いたとして、あと６年ぐらい続きますけれども、毎年３億円から４億円の過疎債を使ったとしても、それも含めてでの１１％でございますから。

追加で、説明させていただきました。

以上でございます。

副議長（児　玉）

議長の一般質問が終わりましたので、議長と交代します。

暫時休憩します。

休　　憩　午後　４時０７分

会　議　の　経　過

再　　開　午後　４時０７分

議　長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

以上で、一般質問を終わります。

〜〜

議　長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、１２月１５日午前９時３０分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散　　会　　　　午後４時０８分

令和７年第４回東串良町議会定例会（第２号）

開　　会　令和７年１２月１５日　午前　９時３０分
閉　　会　令和７年１２月１５日　午前１０時１６分

出　席　議　員　（１０人）

１番　上　池　勝　彦	２番　小　川　香　織
３番　児　玉　勇　治	４番　瀬戸山　譲　一
５番　牧　原　完　治	６番　西　園　貞　美
７番　前　田　　隆	８番　上　園　ミ　キ
９番　宮　地　利　雄	１０番　田之畑　　稔

欠　席　議　員　（０人）

会議録署名議員（会議規則第１２７条）

５番　牧　原　完　治　　６番　西　園　貞　美

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	倉ケ﨑　和　治	書　　記	清　瀧　美東士

地方自治法第 121 条の規定による出席者は次のとおりである。

町　長	宮　原　　順	住民課長	有　嶋　義　昭
副町長	大　園　保　広	企画課長	浜　屋　啓　子
教育長	金　久　三　男	まちづくり推進課長	上　原　　久
会計管理者	前　田　秀　一	農地課長兼農業委員会事務局長	上　野　勝　志
総務課長	中　島　孝　一	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田　輝幸
福祉課長補佐	駿河﨑　哲　郎	社会教育課長	吉　留　潤一郎
税務課長	西　田　博　文	総務課長補佐	上　野　史　生
建設課長	寺　園　竜　二		

議　事　日　程　　別紙のとおり
会議に付した事件　　議事日程のとおり
会　議　の　経　過　　別紙のとおり

議　事　日　程

日程第 1　議員派遣の件

日程第 2　陳情第５号　新規就農者に対する新設ハウス補助率とハウス強度の見直しに関する陳情書（委員長報告）

日程第 3　陳情第６号　東串良町におけるサッカー場新設整備に関する陳情書（委員長報告）

日程第 4　発議第１号　ふるさと納税制度における寄付額控除の上限設定に関する意見書

日程第 5　議案第38号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約について

日程第 6　議案第39号　損害賠償の額を定めることについて

日程第 7　議案第40号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8　議案第41号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9　議案第42号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第43号　令和７年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第11　議案第44号　令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第４号）

日程第12　議案第45号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第13　諸般の報告

日程第14　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第15　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会　　議　　の　　経　　過

開　　　会　　　午前９時３０分

議　長（田之畑）
ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに、議事に入ります。

〜〜〜

◆　日程第１　議員派遣の件

議　長（田之畑）
日程第１　議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件は、会議規則第１２９条の規定により、配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件は、配付のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。
ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

〜〜〜

◆　日程第２　陳情第５号　新規就農者に対する新設ハウス補助率とハウス強度の見直しに関する陳情書

議　長（田之畑）
日程第２　陳情第５号　新規就農者に対する新設ハウス補助率とハウス強度の見直しに関する陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。
教育産業常任委員長　前田　隆議員。
７番　前田議員。

７　番（前　田）
おはようございます。
それでは、ただいま議題となりました陳情第５号　新規就農者に対する新設ハウス補助率とハウス強度の見直しに関する陳情書について、委員会での審査結果を報告いたします。
本件の審査は、１２月９日に委員会を開き、農林水産課長より陳情内容及び現状等について説明を受け、調査いたしました。
東串良町園芸振興会は、１市３町をエリアとする１９１名で構成され、ピーマン、約３０．７ヘクタール、キュウリ、１１．７ヘクタールの栽培を行っております。しかしながら、近年、農業者の高齢化や後継者不足により、会員の減少が続いている一方で、新設ハウスの原価が高騰し、新規参入や施設更新が大きな負担となっている状況であります。
また、本地域は台風の通り道としても知られており、現在のハウスは降灰対策仕様の設計であるものの、台風による強風によって暴風ネットや農業用ビニールが損傷し、復旧作業は会員になって大きな負担、労力となっているとのことであります。
そのため、陳情者からは、新設ハウス補助率の引き上げ、並びに強度を高めた新設ハウス、いわゆる台風対策仕様のハウス事業創設を行ってほしい旨、訴えがありました。
農林水産課長からは、新設ハウス補助見直しについては、県内２９市町で構成する桜島防災営農推進協議会へ具申し、必要な予算確保等を中央に要望しており、町も単独新事業として上乗せ支援を実施し、いろいろな視点で関係機関と協議を続けているところであります。強度を高めたハウス施設について、先進地の国庫事業活用の情報収集を行い、普及推進を企画しているとの概要も説明を受けたところであります。
以上を踏まえ、審査した結果、本陳情の趣旨、内容については願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。
よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　長（田之畑）
ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから、陳情第５号　新規就農者に対する新設ハウス補助率とハウス強度の見直しに関する陳情書を採決します。
　お諮りします。
　この陳情に対する委員長の報告は採択です。
　この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

〜〜

◆　日程第３　陳情第６号　東串良町におけるサッカー場新設整備に関する陳情書

議　長（田之畑）
　日程第３　陳情第６号　東串良町におけるサッカー場新設整備に関する陳情書を議題とします。
　本件について、委員長の報告を求めます。
　教育産業常任委員長　前田　隆議員。
　７番　前田議員。

７　番（前　田）
　それでは、ただいま議題となりました陳情第６号　東串良町におけるサッカー場新設整備に関する陳情について、委員会での審査結果を報告いたします。
　本件の審査は、１２月９日に委員会を開き、陳情者及び社会教育課長より聴取した現状等を踏まえ、調査いたしました。
　現在、本町のサッカーは、小中学校合わせて約６０名の児童生徒が活動を行い、小中学校ともに県大会ではベスト８に入るなど大きく成長しており、活発に活動が行われております。しかし、町内には、公式戦規格のサッカー場はなく、中学生以上の大会や公式戦は、町外施設に依存している状態であります。また、町民運動場では、コートサイズが確保できず、照明施設は老朽化した水銀灯で交換が困難になっており、

夜間練習に支障を来している現状であります。

そのため、陳情者から公式戦規格のサッカーコート新設（天然芝または人工芝）、安全な夜間利用を可能とするＬＥＤ照明設備など整備をいただき、その他付託設備について町の計画や予算状況に応じて判断していただきたいとの旨の訴えがありました。

委員会においてもサッカー場新設により、子供たちの健全育成、スポーツの継続意識向上、さらに交流試合や大会開催による来訪者の増加による地域経済への波及効果等が期待され、スポーツ環境の充実による子育て支援や移住・定住促進に資するものであるとの見解が示されました。

以上を踏まえた結果、本陳情の趣旨、内容について願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、陳情第６号　東串良町におけるサッカー場新設整備に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

〜〜〜

◆　日程第４　発議第１号　ふるさと納税制度における寄附額控除の上限設定に関する意見書

議　長（田之畑）

日程第４　発議第１号　ふるさと納税制度における寄附額控除の上限設定に関する意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

８番　上園議員。

８　番（上　園）

それでは、ただいま議題となりましたふるさと納税制度における寄附額控除の上限設定に関する意見書の趣旨説明を行います。

政府が現在検討しているふるさと納税制度における寄附控除額の上限設定は、制度の根幹を揺るがす重大な改正です。これは特に財政力の低い地方自治体の自主財源確保に深刻な影響を与え、地域経済や雇用にも波及するおそれがあります。

また、寄附制限は地方自治の本旨や憲法上の権利との整合性に疑義が生じかねません。

よって、制度の持続的運用と地方財源確保の観点から慎重な議論と地方の声の反映を強く求め、関係各機関へ意見書を提出しようとするものでございます。

よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議　長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

質問させていただきます。

以前もこれ、全員協議会のほうで執行部のほうが提出され、私のほうでも文言の修正などをお願いしたと思います。

まず一つ、制度のふるさと納税ですよね、その制度の根幹を揺るがす重大な改正である。この根幹というのは何か御存じでしょうか。根幹を揺るがす重大な改正ということはどこの部分を指しているか御説明ください。

また過度な制限を設けることとありますが、今回の改正でどのような過度な制限が設けられ、この文言を入れられているのか。

また最後、第２９条の財産権の保障や第１４条の平等原則との整合性が疑義がとあります。財産権の保障、平等原則というものに関して、どの部分をおっしゃって、その整合性がどのようなところで疑義が生じかねるか、その３点について御説明くださ

い。

議　長（田之畑）
　８番　上園議員。

８　番（上　園）
　ただいま小川議員から質疑がありましたけれども、このことは１２日の金曜日の全協の中で決まったものでございます。小川議員も出席されて決まったものでございます。その中で、そのようなことがあるのであれば、自分で意見書を作成されて提出されるのがいいのかなというふうに考えております。私のほうは、ただいま趣旨説明をしたとおりでございます。

議　長（田之畑）
　２番　小川議員。

２　番（小　川）
　今、報告者の方の説明がありました。確かに１２日の全員協議会のほうで説明がありました。今回この意見書、とてもいい内容だと思っております。やはり地方自治体においてこの改正が行われることで、自主財源の確保の観点から慎重な議論と地方の声の反映を強く求めるということはとても大事だと思います。私のほうでもこの意見書に賛同したいと思っておりますので、新しくつくりたいというわけではなく、この内容に関する説明のほう、３点のほうが私のほうでまだ疑問に思っておりますので、報告者のほうから決まっているとか、そういったものではなくて、改めてまた説明をいただき、その内容を聞きながら、討論、採決のほうで判断していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）
　暫時休憩いたします。

休　　憩　午前９時４４分

再　　開　午前９時４５分

議　長（田之畑）
　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから、発議第１号　ふるさと納税制度における寄附額控除の上限設定に関する意見書を採決します。

　お諮りします。

　本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

　お諮りします。

　ただいま議決されました発議第１号　ふるさと納税制度における寄附額控除の上限設定に関する意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

　御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

◆　日程第５　議案第３８号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約について

議　長（田之畑）

　日程第５　議案第３８号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約についてを議題とします。

　本件について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっております

ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

今回のタブレットの売買契約についてですが、タブレットのこれまでの違い、また下取りサービスなどを行って財源の負担の軽減などを図られていらっしゃいましたら、こちらのほうで説明をお願いします。

議　長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

全協でもお話しいたしましたが、まず随意契約の理由といたしまして、国の補助金を活用して学習者用の端末を更新するには、鹿児島県が自治体の意向を聞き取り、安価で機器購入ができるように共同調達を県が選定し、入札を行った結果、リコージャパン株式会社が決定いたしました。その結果を踏まえ、業者と児童生徒用タブレット５７４台、生徒用タブレット５９台、合計６３３台を購入するということに決まりまして、そのほかタッチペン、充電器、その他のアプリですね、フィルタリングとか学習用ドリル、初期設定、また機器の５年間保証を含めて必要なものを教育委員会で定め、業者と協議を行い、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号の規定により、本金額での随意契約となりました。

以上でございます。

議　長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

予算の負担軽減については、お答えいただけますか。下取りとか、そこの部分がなかったので。

議　長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

交付額が２，１０４万６，０００円、児童先生機５７４台につきましては３，１５７万円となっております。詳細を申し上げますと、補助金対象額が３，１５７万円で

ございます。３分の２、２，１０４万６，０００円が国庫で、また３分の１、１，０５２万４，０００円が地方財政措置、交付税措置となっております。残りの財源については、予算の中でふるさと応援基金を使って予算化になっております。

以上でございます。

議　長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

下取りとか、そういったものでそういった町の負担を軽減されるとか、そういったことはされたのでしょうか。

議　長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

下取り等も中に含まれておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

議　長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第３８号　公立学校情報機器購入事業に係る物品売買契約についてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第６　議案第３９号　損害賠償の額を定めることについて

議　長（田之畑）

日程第６　議案第３９号　損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番　小川議員。

２　番（小　川）

今回損害賠償に至った経緯のほうを説明いただけたらと思います。例えば、相手側から訴えられたのか。それとも本町のほうでそういった形で判断されたのか。そういった面について御説明いただけたらと思います。

議　長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中　島）

お答えいたします。

農林水産課長が本日欠席のため、私のほうで答弁させていただきます。

経緯につきましては、農林水産課長から説明があったと思うんですけれども、令和７年度に同機種の暖房機を購入された方がいらっしゃいまして、それで今回の損害賠償の相手方ですけれども、この方が昨年度相談に来られたと。そして担当課では、単なる暖房機の更新ということで該当にはなりませんというようなやり取りの中で、対象外という取扱いをしておりました。それで今年も導入を希望される方がいらっしゃって、昨年相談に来られた方と今年導入をされた方と全く同機種のものであったと。これは国のスマート関連機器の範囲ということで、農林水産省が公表するスマート農業技術カタログにも現行版に記載されている同機種でございまして、そうなりますと、やはり昨年農家の方に利益損害を与えてしまったということで農家の方への救済という意味で、今回この議案を上程させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

議　長（田之畑）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３９号　損害賠償の額を定めることについてを採決します。

　お諮りします。

　本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、本案は、このとおり可決されました。

～～～

◆　日程第７　議案第４０号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議　長（田之畑）

　日程第７　議案第４０号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

　本案について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから、議案第４０号　東串良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～

◆　日程第８　議案第４１号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議　長（田之畑）
日程第８　議案第４１号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第４１号　東串良町高齢者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第９　議案第４２号　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第６号）

議　長（田之畑）

日程第９　議案第４２号　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）

総体的な流れのことを言うんですけど、前回の本会議のときにも言わせていただきました。予算編成自体が複合施設建設に関しての方向性の予算編成になっているということです。課によっては大幅な予算削減があります。言わせていただければ、各課にその複合施設建設をすることによってしわ寄せが相当行ってるなと。だから全体性を見ても先ほど言いましたけど、宮原さんが言われたように、各課の予算を削ってでも複合施設建設に資金を充当していくというのが否めないんですね。

それで今度出た予算書の中に、過疎債でつくる、有利な過疎債、過疎債と言いますけれども、ちょっと今度出ていた項目を見ていたら、今でもって過疎債の残額が３２億５，８００万円だったかな。すごく高くて、それでいろんな形で今から複合施設をつくっていく上では、この残高にさらに上乗せになっていくということです。だからそのシミュレーションもされたのか。ここの返済も含めた体制というのがどういう形でなされているのか、町長教えてもらってよろしいですか。

議　長（田之畑）

町長。

町　長（宮　原）
詳細については総務課長が答えます。

（不規則発言）

議　長（田之畑）
質疑はいいんですか。
町長。

町　長（宮　原）
今さっきおっしゃいましたけど、この複合に対してほかの予算を削るとかじゃございませんので、それだけ御承知いただければありがたいなと思っております。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
それに関しては、議長も演壇に立って質問して、ちゃんと言われましたね。ほかの課の複合施設建設に当たっては、ほかのところも削ってやるのは当たり前だということをちゃんと言われましたじゃないですか。

議　長（田之畑）
町長。

町　長（宮　原）
前の一般質問ではそう答えましたけれども、現に減らしておりませんので御理解いただきたいと思っております。

議　長（田之畑）
４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
いや、実際そう出てるじゃないですか。建設課の予算は３分の１ですよ。千百幾らの工事が１本災害が出るだけですよ、３月までに。これをもってして、削ってないってそんな話には当たりません。この前の一般質問のときにちゃんと答弁して、それを覆すようなことを言ったら駄目ですよ。どうですか。

議　長（田之畑）
　総務課長。

総務課長（中　島）
　ただいまこの議案第４２号の補正予算の質疑でございますので、この中にどういった絡みでその複合施設のことが出てくるのかちょっと理解に苦しんでるところです。この補正予算のどの部分の御質問なのか、歳入歳出、地方債の補正も含めて具体的にそこをお尋ねいただければ、答弁をさせていただきます。

議　長（田之畑）
　もう４回目になりますけど、あえて許可します。
　４番　瀬戸山議員。

４　番（瀬戸山）
　最初に言ったじゃないですか。トータル、総合的に見てという話をしましたよ。それが予算が削られているじゃないですかということです。
　以上です。

議　長（田之畑）
　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　ないようですので、これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから、議案第４２号　令和７年度東串良町一般会計補正予算（第６号）を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第１０　議案第４３号　令和７年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議　長（田之畑）

日程第１０　議案第４３号　令和７年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第４３号　令和７年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆　日程第１１　議案第４４号　令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別

会計補正予算（第４号）

議　長（田之畑）

日程第１１　議案第４４号　令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第４４号　令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜

◆　日程第１２　議案第４５号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議　長（田之畑）

日程第１２　議案第４５号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る５日の会議で終わっております

ので、これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　討論なしと認めます。
　これから、議案第４５号　令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）
　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜

◆　日程第１３　諸般の報告

議　長（田之畑）
　日程第１３　諸般の報告を行います。
　各委員会の調査について報告を求めます。
　まずは、総務民生常任委員会委員長　上園　ミキ議員。
　８番　上園議員。

８　番（上　園）
　それでは報告いたします。
　総務民生常任委員会では、多くの地方自治体が直面する人口減少や財源確保という共通課題に対し、先進的な取組で成果を上げている山形県西川町における持続可能なまちづくりの施策について、令和７年１０月２１日に視察調査を行いました。

まず、西川町の施策の概要についてですが、同町では、寛容性を高めることが地域の希望につながり、それが人口問題解決の土台になるという理念の下、関係人口創出を核とするつなぐ政策と自主財源確保を目指す稼ぐ政策を両輪とした戦略を展開しています。

具体的には、専門部署としてつなぐ課やかせぐ課を創設し、職員の意識改革を断行しています。また、全国初のデジタル住民票の発行や全戸配布したタブレット端末を活用し、高齢者を見守り、電子地域通貨の運用などデジタル技術を駆使した施策で顕著な成果を上げています。

これらの事業概要については、配付している委員会調査報告書の１ページから５ページに記載しておりますので御参照ください。

また、今回の調査を踏まえ、当委員会では、次の意見を取りまとめました。

西川町では、町長の類まれな行動力が改革の突破口になっており、トップセールスや財源確保に向けた行動を積極的に行い、稼ぐ姿勢を背中で示している点は、首長としての覚悟を感じさせるものでありました。

また、温泉施設の無料利用券などを付与したデジタル住民票に１万３，０００件以上の応募が殺到するなどデジタル技術を用いて新たな財源と関係人口を獲得している点は画期的でした。

さらに、全世帯へ配布したタブレット端末は、平常時の電子商品券としての活用のみならず、災害時にはＧＰＳ機能による安否確認を可能にしており、住民サービスと防災の両面で非常に機能的なシステムが構築されていました。

既存のサウナ施設を改修し、黒字化させた事例も含め、固定観念に捉われない経営視点と、それを実行する職員の意欲を引き出す人事評価制度は本町にとって重要な施策となるものでした。

このことから、本町における西川町の事例を参考に持続可能なまちづくりに向けた政策を推進するため、次の点において、本町の実情に合わせた導入を検討されたい。

一、国の交付税制度を活用し、関係人口の創出につながる短期滞在型の人材受入れ等の導入を検討すること。

一、公共施設の無料サービスや未利用資産について、無料が当たり前という固定観念を廃止し、付加価値を高めて収益化できるものがないか、ゼロベースで再検討すること。

一、ふるさと納税において、データに基づいた改善指標や専門業者との連携により、戦略的な強化を図ること。

一、挑戦する職員を後押しするインセンティブがある人事評価制度の活用をすること。

一、専門的な知見が求められる新規事業において、民間企業からの人材派遣受入れ等を積極的に進めること。

一、住民との対話の機会を創出し、双方向の対話を通じた実効性のある政策立案に取り組むということ。

以上、報告を終わります。

議　長（田之畑）

次に、教育産業常任委員会委員長　前田　隆議員。

７番　前田議員。

７　番（前　田）

教育産業常任委員会では、若者の政治参加の促進及び主権者教育の充実と本町の教育行政施策に資するため、令和７年１０月２０日に山形県遊佐町へ少年議会について視察調査を行いました。

まずは、遊佐町の少年議会の概要についてですが、同町では、２００３年に事業を設立し、若者によるまちづくりの実践事業を行っています。最大の特徴は、中高生が選挙を経て議員等となり、独自の予算４５万円を用いて政策を企画・立案し、実行する権限を持つ点です。

事業の詳細については、配付している委員会調査報告書の１ページから４ページに記載しておりますので御参照ください。

また、今回の調査を踏まえ、当委員会では、次の意見を取りまとめました。

１．遊佐町の少年議会は、独自の予算と権限を持ち、若者は政策の企画から実行までを主体的に担う実践的な主権者教育のモデルであり、若者に地域を自分事として捉えさせる強力な動機づけになっています。この先進事例から、以下の点が特に重要であると捉えており、当事者意識を育む実践的プログラムの重要性、選挙、予算執行、政策実現というリアルなプロセスを体験することが政治への当事者意識と自己肯定感を育みます。

２．行政と議会の見守る姿勢の必要性。行政がファシリテーターに徹し、大人が先回りせず、子供たちの自主性や自由かつ闊達な発想を尊重する姿勢が事業成功の根幹です。

３．持続可能な仕組みづくりのために、外部連帯、参加者確保のため、町外の高校生や留学生を巻き込む柔軟な体制や保護者の送迎協力など地域社会全体で支える広域的な連携が必要です。

このことから、本町の未来を担う若者の育成と政治参加を促進するため、具体的な行動へ上げることを提言します。

本町において、（仮称）東串良町こども議会のような仕組みを導入する価値は十分にあるものの、本町には高校がないことや少子化による生徒数減少を踏まえ、まずは小規模な試行プログラムとして開始し、段階的に発展させていくアプローチが現実的であると考えます。本報告書が本町の未来に向けた建設的な政策基盤の礎となり、若者が生き生きと活躍できる地域社会の実現に向けた第一歩となることを強く期待します。

以上、報告を終わります。

議　長（田之畑）

　これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜

◆　日程第１４　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議　長（田之畑）

　日程第１４　常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

　各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

　お諮りします。

　各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〜〜〜

◆　日程第１５　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議　長（田之畑）

　日程第１５　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

　委員長から会議規則第７５条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

　お諮りします。

　委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　長（田之畑）

　異議なしと認めます。

　したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

〜〜〜

議　長（田之畑）

　これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。
令和７年第４回東串良町議会定例会を閉会します。

閉　　会　　午前１０時１６分